

# 山口県報

平成18年  
7月14日  
(金曜日)

## 目 次

監査公表  
監査公表



### 監査公表第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、別冊のとおり同法第二百五十二条の三十七第三項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、これを公表します。

平成十八年七月十四日

山口県監査委員
村 小 村
田 田 泉 田
義 利 哲
博 廣 治 雄

平成18年7月14日  
山口県報号外第43号別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

# 平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 一般会計の補助金の財務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 総括事項</b></p> <p>山口県の場合、補助金全体を総括するような規則・条例が制定されていない。</p> <p>国の補助がらみの法律補助については当然、補助金適正化法が適用されることになる。</p> <p>一方、地方自治法第232条の2に規定されている補助理由と補助金適正化法の表現は異なっている。</p> <p>県の補助はいずれの法律趣旨も取り入れていると考えられるがほとんどの補助金がいきなり要綱等により実施されている。これらの解釈指針あるいは実務指針として、また補助金要綱を総括する規程として他県では制定されている補助金条例を制定した方がよいと考える。</p>	<p>(主務課 総務部財政課)</p> <p>全ての補助金の執行に共通する基本的事項について、これを総括する規程を設けることは、県全体における統一的な判断基準の明示に資するとの観点もあるが、一方で、個々の補助金の補助目的が不明確となったり、補助金毎に交付要綱等で一元的に定めている事務手続の方法等が、複数の規程に分散され、補助金の交付を受けようとする事業者にとって、逆に分かりづらくなる等の問題も考えられることから、他県での対応状況も参考としながら、引き続き検討を行う。</p>
<p><b>2 個別事項</b></p> <p>(1) 学事文書課が所管する補助金</p> <p>ア 私立学校運営費補助事業</p> <p>(ア) 概算払いによる補助金の会計年度所属区分は「当該履行があった日の属する年度とする。」ことになっているが、実績報告書の提出は5月になっている。このため年度内に精算することが実質上困難である。</p> <p>(イ) 運営費補助金充当率について、県は、私立学校振興助成法第4条(2分の1以内)が定められていることから同様な基準を目安としている。運営費補助金が補助対象経費の50%までとしていることからすれば、特定の学校について連続して充当率が50%を超過することは妥当でない。</p> <p>(ウ) 実績報告書の補助対象経費の充当内訳(人件費支出、経費支出及び設備関係支出)の記載は不要である。</p> <p>(エ) 現在の配分基準では、教職員人件費が高いか否かで補助金に影響があることから、不当に高額な人件費の有無の検討が必要となる。</p> <p>(オ) 教職員と役員との兼務の場合の役員報酬との按分の妥当性について検討する必要がある。</p> <p>(カ) 外国人教師の補助額について、限度額を超え</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p> <p>私立学校振興助成法第9条に規定する経常費補助金を受ける学校法人は、同法第14条により決算に係る財務諸表等を県に提出しなければならない。これらの財務諸表は、私立学校法第47条において会計年度終了後2月以内に作成することとされているため、本県の運営費補助金に係る実績報告書も、時期を合わせて提出させているものである。</p> <p>私立学校振興助成法には、県が行う運営費補助金の補助率についての規定がないため、助成法の趣旨に基づき、その時の社会情勢や県の重点施策を踏まえた県の裁量により決定されるものであるが、連続して充当率が50%を超過している学校や学校間格差の解消のため、平成17年度の運営費補助金の配分基準において、最高傾斜率を引き下げる見直しを行った。</p> <p>平成16年度分実績報告書から記載不要とした。</p> <p>平成18年度において、高額な人件費の抑制や経営努力が報われる配分基準のあり方について、国や他県の状況を調査し、検討する。</p> <p>平成18年度に配分基準の見直しを行う中で、人件費の取扱いについても検討する。</p> <p>平成16年度補助金において、当該交付済額と正当交付</p>

<p>て補助しており、計算誤りである。</p> <p>(キ) 実績報告書と決算書に差異のある高校がある。</p> <p>(ク) 実績報告書から補助活動費が除かれていないものがある。</p> <p>(ケ) 実績報告書関係資料2の補助対象外経費の内訳に共通して発生すると考えられる支出区分の項目をあらかじめ記入しておくべきである。</p> <p>(コ) 高校特色教育のモデル事業について、実績報告書及び研究報告書が往査日現在提出されておらず、検査がなされないまま補助金の決定がなされている。</p> <p>(ク) 実績報告書添付の請求書に日付が入っていないものがあるので、記載を指導すべきである。</p> <p>(シ) 公認会計士と連絡を密にし、県が補助金の審査をしやすいよう計算書類の作成について要望していいのではないか。</p> <p>(ス) 事業計画書は予算配分の点では必要なものではなく、むしろ、実績報告の提出と同時に計算書類を分析することの方が有効であると考えられる。</p> <p>(セ) 運営経費のほとんどが人件費に充当され教育研究経費など本来必要と考えられる経費が捻出されないような学校にこのまま補助を継続していくことについて、公平性の観点からは問題であると考えられる。教職員割については、運営費補助金の配分基準を生徒1人当たりで同額とする等検討する必要がある。</p> <p>また、人件費割合が異常に高い幼稚園についても、教育研究経費が捻出されないという問題がある。</p> <p>(ソ) 現在の配分基準では、個々の学校の経営状況や財政状態を反映した指標が採用されておらず、生徒の確保や経費削減に努力した学校が必ずしも報われるとは言えない。県は、文部科学省の私立大学への補助制度の動きに注目して私学補助を検討していただきたい。</p> <p>(タ) 県が目標とする特色ある私学づくりの誘導という観点から、この補助金についての結果の評価指標が必要であると考えられる。</p> <p>(チ) 特色教育分は計画による金額が補助金として支出されているが、実績による精算がされず、翌年度の減額要因とされている。検討の必要があると考えられる。</p>	<p>額との差額を精算した。</p> <p>実績報告書と決算書の照合を徹底した。</p> <p>実績報告書と決算書の照合を徹底した。</p> <p>補助対象外経費の科目や内容は多岐にわたるため、一覧表を作成して学校法人に示しているところである。なお、項目が多いため、実績報告書関係資料2の表にあらかじめ盛り込むことは実務上困難である。</p> <p>モデル事業は国の直轄事業となったが、同種の事業について報告書の速やかな提出を徹底するなど、適正な事務処理に努めた。</p> <p>平成16年度分実績報告書から指導している。</p> <p>計算書の作成方法において、補助金の審査上有効な改善点があれば、公認会計士との協議も検討する。</p> <p>特色ある学校づくり事業など学校の各年度の事業内容を審査した上で補助金の交付決定を行うため、補助対象者の事業計画書の提出は必要書類と考える。</p> <p>平成18年度において、高額な人件費の抑制や経営努力が報われる配分基準のあり方について、見直しを行う。</p> <p>同上。</p> <p>指標の設定に工夫を要すると思われるので、全国的な事例等を調査の上検討していく。</p> <p>当該年度内精算が実務上困難であることから、翌年度の補助金の配分において精算額を調整しているものがあるが、より適切な処理方法がないか検討していく。</p>
<p>イ 私立高校生奨学事業</p> <p>(ア) 奨学金の返還滞留金の管理状況が毎月なされていらない。</p> <p>(イ) 審査文書が残されていない。</p> <p>(ウ) 年度末の残高を把握し、前年度繰越金残高を</p>	<p>毎月、返還滞留金等の状況報告を求めることとした。</p> <p>審査文書を保存し、適正に審査することとした。</p> <p>補助金の支出においては、前年度の繰越金残高を考慮</p>

考慮した補助金の支出が必要である。

- (エ) 要綱の目的とする費用とは貸与金額及び事務費であり、表現としては不相当である。
- (オ) 財団に資金の余剰が発生した場合、県に返還できるような規定の検討が必要であると考えらる。
- (カ) この奨学金は貸与であり貸与金として管理されるべきであるため、県としても管理状況を監督する義務があると考えらる。

#### ウ 私立高校生特別就学補助金

返金状況を明らかにするためには返金の表示を統一したほうがよい。

#### エ 私立高等学校就職指導専門員活用事業

要綱に補助経費の内容が明らかになるように記載すべきである。

#### オ 県内進学率向上支援事業

(ア) 年度末に作成されたパンフレットが事業計画書では、その発行時期・配布時期が明らかでない。事業計画書の審査が不十分であったと判断せざるを得ない。

(イ) 実績報告書には、費用の内容を立証する証憑類は添付されておらず、審査ができない。

(ウ) 交付目的に定めている大学等の魅力向上は各大学等で実施すべきことであり、行政が立ち入ることではないと考える。

(エ) 山口県私立大学協会としてパンフレットを作成する必要があるのか。各大学で簡易なパンフレットを作成し、これらをまとめて袋に入れることで目的は果たせると考える。

#### カ 宇部フロンティア大学施設整備費補助事業

(ア) 補助額は設置費経費の3分の1以内という縛りがある以上、設置費経費の範囲を規定しておく必要がある。総設置経費に初年度経常経費が含まれているが、根拠が明らかでない。先例があるにしろ、趣旨も含め判然としなくなることが考えられるので要綱で明示すべきである。

(イ) 補助金交付申請書及び補助金交付・決定の際の審査資料はない。

(ウ) 萩国際大学施設整備補助事業との比較において、市の補助額のウエイトにより県負担金額に差が生じ、学校負担に極端に差異が生じている。それぞれの市の政策等があると思われるが、県の立場からは、費用を公平に負担すべきであるという観点からその結果説明ができるような検討資料を作成しておくべきである。

する。

要綱改正により「貸与事業費及び事務費」に表現を変更した。

財団に余剰金が発生した場合に返還させることができる規定の明文化を検討する。

年1回開催される返還促進委員会に委員として出席し、返還滞留金の削減に取り組んでいるが、今後も貸与金の管理状況を定期的に把握し、県として管理監督していく。

平成18年度において、対象となる期間がわかるよう表示方法を統一することとした。

補助経費の内容については、別に「私立高等学校就職指導専門員の報酬等の支払いについて」で定めている。

平成17年度からは、事業計画書に事業の実施時期や内容を明記させるよう改善するとともに、これに対する厳格な審査を実施した。

平成16年度事業の実績報告から証憑類を添付させるよう改善した。

個々の大学等の魅力向上のために補助しているものではなく、県内大学等の魅力向上を図ることにより県内の若者の定住促進に資するため、私立大学協会が取り組む県内大学等への進学率向上事業に対して補助しているものである。

県内大学等が共通して取り組む進学率向上事業を私立大学協会において決定し、その事業内容について、県が妥当と判断したものである。事業の内容等については、今後も、交付要綱に照らして適切に判断する。

今後、同様の事業を実施する場合には設置経費の範囲等を要綱に明記することを検討する。

今後、同様の事業を実施する場合には交付決定等の際の審査基準を定め、これに基づく厳格な審査を行うことを検討する。

市の補助事業費は、市の大学誘致等の意向・熱意の度合いや市の財政状況等を踏まえて、市自らがそれぞれ決定したものであり、地域の振興・活性化等に資するため、市の財政負担軽減を目的に、その一部を県が市に交付する事業の性格上、法人間で負担率に差が出るのはやむを得ないものと考えらる。

## キ 萩国際大学施設整備補助事業

(ア) 校舎の新築等に関し、萩学園が業者と締結した契約方法の妥当性について、県は萩市に対する検査を通じて審査を行う必要があった。

- ・一定金額以上の契約は原則競争入札とすべき
- ・随意契約の場合は理由を明示すべき
- ・分割契約は原則禁止し、同一業者が同じ契約内容を複数契約する場合は理由を明示すべき
- ・要綱に契約方法を記載し、間接補助先に対しその妥当性を判断できる資料を実績報告書に添付するよう指導すべき

(イ) 補助額は設置費経費の3分の1以内という縛りがある以上、設置費経費の範囲を規定しておく必要がある。総設置経費に初年度経常経費が含まれているが、根拠が明らかでない。先例があるにしろ、趣旨も含め判然としなくなることが考えられるので要綱で明示すべきである。

補助の範囲が抽象的であり、支出費目が明らかにされていない。

(ウ) 補助率は、先行事例と同じ2分の1であるが、実額としては法人負担に大きな差があり、公平性に反すると考えられるため、要綱上適正な法人負担率が反映されるように定める必要がある。

(エ) 萩国際大学施設整備補助事業の事後評価については、大学に直接補助している萩市が実施している内容を検討し審査する必要がある。

目標水準が当初予定していた社会的・経済的効果の半分以下しか達成されていない。

当初目標と実績の対比が可能な時期に来ており、このような単発的な補助（事業）についても評価は可能で、今後の補助行政に活かすことはできる。

また、補助額が多額であり、県民に対する説明責任があると判断する。

### (2) 生活衛生課が所管する補助金

#### ア 生活衛生指導助成費補助金

相談事業のうち、融資事業・税務相談などは、他の事業との統合を検討する必要がある。財団法人としての収支を検討する時期ではなかろうか。また、経営の健全化は経営者の自助努力に任すべきであり、他の補助との均衡を考慮すれば業界独特の指導・援助に限るべきであり、一般的な経営・金融税務等は中小企業相談等で対応が可能と考える。

#### イ 生活衛生関係営業振興事業補助金

(ア) 公明性を高めるために、経費の範囲を要綱で定める必要がある。

(イ) 県としても補助金の評価基準を定めておく必

今後、同様の事業を実施する場合には、契約方法等について、補助交付先の市に対し指導を行うとともに、契約の妥当性について確認を行う。

今後、同様の事業を実施する場合には設置経費の範囲等を要綱に明記することを検討する。

市の補助事業費は、市の大学誘致等の意向・熱意の度合いや市の財政状況等を踏まえて、市自らがそれぞれ決定したものであり、地域の振興・活性化等に資するため、市の財政負担軽減を目的に、その一部を県が市に交付する事業の性格上、法人間で負担率に差が出るのはやむを得ないものとする。

萩国際大学については、現在、再生計画に基づき再出発をされる所であり、今後、新たな大学として再生された後、地域振興の観点から評価を行う。

### (主務課 環境生活部生活衛生課)

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生衛法）、国の要綱で定められている事業であり、現状では困難である。また、財団法人の運営に関する意見については、全ての法人の今後の動向を注視していく。

各生活衛生同業組合で事業が異なり、要綱で定めるのは現状では困難である。

各生活衛生同業組合で事業が異なり、評価基準を定め

要がある。

(ウ) 映画の日のキャンペーンは、シネマコンプレックスの普及等により、効果としては不十分と考えられる。

(エ) 「研修旅行」のようなものは、通常どのような団体でも行っており負担は事業者が行うべきものである。

(オ) 美容技術講習会は、組合に加盟しない業者が最近増加しているため、均衡を考えると補助金の公平性からは問題である。

(カ) クリーニングギフト券は、値引き販売と同じことになる。補助を受けず、業界等の奉仕で実施するものが多い。

#### ウ 公衆浴場経営合理化事業補助金

(ア) 公衆浴場は年々減少しており、助成が今後必要か検討を要する。物価統制令による料金を選択することが、一般公衆浴場経営者の経営悪化と、経営自主性の喪失を招いていないかを検討することも必要である。

(イ) 温泉地にある浴場への助成に合理性があるか検討を要する。

(ウ) 実態調査をし物価統制令そのものについて検討をしてみる時期ではないかと考える。

(エ) 風呂のない人の救済という面からは、公営がその目的を担うべきではないか。

(オ) 低所得者で風呂を持っている家庭との均衡上低所得者保護として平等かどうか疑問である。

(カ) 仮に物価統制令の適用を受けないとして収入増加により補助金相当額（ここでは合理化事業と利子補給を合算して検討する。）をまかなうとすればどうなるか試算をしてもよいのではないか。また、1日の利用者が平均的に22人増加すれば補助金相当額を回収することが可能となる。これくらいシビアな試算を行い、補助金の必要性を検討しないといつまでたっても補助金に対する検討が行われぬ。補助金により恩恵を受けることの公平性・平等性からは、いまや避けて通れない問題であると考えられる。

#### エ 公衆浴場設備等改善資金利子補給補助金

助成対象が年々減少しており公衆浴場経営合理化事業補助金と同様の問題がある。

#### オ 水道広域化促進事業

(ア) 要綱には補助金の交付目的が記載されていない。要綱において補助目的を具体的に記載する必要がある。

(イ) 補助金申請時及び補助金確定時の審査資料に

るのは現状では困難である。

ファン感謝デーの新聞広告掲載等、一般の方に映画に興味を持ってもらう、また、映画館に足を運んでもらうためのPRに努める。

平成17年度以降補助対象外とした。

美容技術の向上のため、また衛生施設の改善向上等、講習会は必要である。加入促進に向けたパンフレット等を作成し組合員減少への対応に努める。

平成17年度以降補助対象外とした。

風呂を持たない家庭に入浴機会を提供する公衆浴場を確保することは、必要不可欠であり、補助を廃止することは難しい。

地域住民の日常生活における保健衛生上必要な入浴のために利用される公衆浴場に対して助成するよう市町を指導する。

平成16年度に実態調査を行い、その結果を基に、公衆浴場入浴料金統制額の改定を行った。

物価統制令については、国の動向を注視していく。

現在ある公営の浴場は観光等を目的としているものが多く、場所も郊外にあるものが多い。このため、公営がその目的を担うことは、現状では困難である。

風呂を持たない家庭に低料金で入浴機会を与える公衆浴場を確保することは、行政として重要な施策である。

入浴金の値上げは利用者の公衆浴場利用回数の減少を招くことから、試算どおり入浴料金の値上げによって補助金相当額を回収することは難しい。

なお、物価統制令による料金規制を受けない場合は、本補助の対象外である。

風呂を持たない家庭に入浴機会を与える公衆浴場を確保することは必要不可欠であり、公衆浴場経営合理化事業補助金と同様に補助を廃止することは難しい。

平成17年4月に要綱を改正し、補助金の交付目的を「水道用水供給事業及び水道事業の経営健全化の促進並びにそれらの経営基盤の強化を図る」旨、明確にした。

平成16年度補助金の確定時において、確定決裁文書に

ついてなにをどこまで審査したかの明細を示す文書が作成されていない。

- (ウ) 要綱第10条は、「補助金の交付を受けた企業団及び構成市町は、当該補助金を他の用途に使用してはならない」と規定している。したがって、実績報告書の添付資料として流用がないことを確認する資料を入手すべきである。

#### カ 水道事業高料金対策事業

- (ア) 交付要綱第2条では経営健全化のために十分な努力をしていると認められるものを補助対象としている。

しかしながら、市町村から提出された経営改善のための措置状況のなかには具体的に経営健全化を実施したのが記載されていないものがある。報告書が形骸化しているのではないかと考えられる。具体的な資料の提示があれば県としてもよりよい補助の方法が考えられるかもしれない。

- (イ) 経営努力についてはいずれの町についても一の事業（末端給水事業）、二の事業（用水供給事業）に区分して記載されていない。

#### キ 水道布設整備事業

要綱には補助金の交付目的が記載されていない。補助金支出の目的達成度を事後的に評価するため、要綱において補助目的を具体的に記載する必要がある。

### (3) 廃棄物・リサイクル対策課が所管する補助金

#### ア 合併処理浄化槽設置整備事業

- (ア) 一部の市から提出されている報告書等の様式が要綱に定められた様式に従っていないため処理すべき文書番号が記載されていない。したがって書類審査に不備があったことになる。要綱の様式を検討する必要がある。受付印を押印するなどして文書を特定しておく必要がある。

- (イ) 要綱に審査・検査の規定がない。

- (ウ) 新築の家屋については建築確認により当然浄化槽の設置が義務づけられる。この補助金をより有効に活用すべき家屋はむしろ既存の家屋であり、浄化槽未設置家屋への設置の広報等が必要であると考えられる。

#### イ 広域最終処分場整備促進対策事業

- (ア) 要綱により補助金を支出することに関しては妥当であるが、補助対象となっている財団法人山口県東部環境保全センターの寄附行為からは当該補助金を受け入れ廃棄物処理センターを建設する前段階の費用として運用することには無理があるものと判断する。

- (イ) 補助金の審査についての記録が残されていない

審査内容、審査結果について明記するよう改めた。

企業団及び構成市町から決算確定後に決算資料の提出を求め、補助金の流用がないことを確認することとした。

平成16年度補助金から額の確定に当たり、経営改善措置状況を具体的に把握するため、市町に対するヒアリングを実施することとした。

また、平成17年度補助金の申請に当たっては、水道の事業規模・内容、料金水準・コスト及び経営の安定度を見るための資料の作成、提出を求めることとし、市町の経営努力について、計数把握にも努めることとした。

用水供給事業は広域水道企業団から関係市町への用水の供給であり、広域水道企業団のコストが用水供給単価に反映されるので、企業団の低コスト化のための経営努力について、その把握に努める。

平成17年4月に要綱を改正し、補助金の交付目的を「水道未普及地域の解消を促進し、水道普及率の向上を図る」旨、明確にした。

(主務課 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

該当市を指導し、要綱に定めた様式で書類を提出するよう適正な改善を行った。

要綱に額の確定の際の審査・検査規定を定め、改善を行った。

本事業の実施主体である各市町においてホームページ等を活用した広報が行われており、県としても、必要に応じ市町に対する助言等に努める。

財団法人山口県東部環境保全センターの寄附行為における事業内容を「廃棄物の処理及び処分に関する施設を設置するために必要な事業」に変更するとともに、資産構成を「寄附金品及び補助金」に変更し、補助金の受入及びその運用が可能となるよう所要の改善を行った。

審査に関する様式を定め、文書により処理するよう適

い。経費の内容を具体的に審査したかは重要な事項である。具体的になにを審査したのか文書で残す必要がある。

ウ ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（生ごみリサイクル）

(ア) 当初の補助金申請書提出段階では補助対象経費の額が12,345千円であったが、補助金変更承認申請書では、6,886千円と半分強に減額となっている。県が作成した変更交付決定に関する審査書を見ると、入札等による減額とは書いてあり、また、当初予定していたものが購入されてはいるが、それに至った経緯は明らかではない。減額幅が大きいことからどのように岩国市において入札したのか、また、県としてそれをどのように判断したのかを資料として残すことが必要である。

(イ) 「市町村が生ごみ処理機を設置しようとする事業者に対しその経費の一部を補助する事業」において、補助対象経費を補助金としている。しかしながら、たとえ市町村が事業者に交付した補助金であっても、個々具体的に工事請負費、備品購入費などと明白に記載する必要がある。そうしないと、県としても、補助金の目的とする経費として使用されたかどうかの検査、審査ができないし、また、県が意図する補助対象経費が他の経費に流用されてしまう可能性があると考ええる。

エ ごみゼロやまぐち県民運動促進事業（エコ商店街）

(ア) テストケースとして県が下関市から入手した実績報告書の支出金額について領収書によって支出事実の確認を行った結果、見積書や請求書を領収書の代わりとしているものが6件あった。

見積書や請求書では支出金額の確認にはならず、実際には異なった金額で支払いが行われていたかも知れない。県としては補助金交付要綱第12条（報告及び検査）に基づき、支払の事実を確認するためにも領収書を入手するように関係市町村を指導すべきである。そうしないと検査ができないことになる。

(イ) 廃食用油燃料化装置の処理能力は、100ℓ/日であるが、報告書では実績リサイクル量として約1,150リットルと記載がある。事業実施期間中（5ヶ月間）に約11日分しか使用していない計算となるが、フル活用しないと補助金の効果は発揮できない。今後の活動状況は報告書では読み取れないから、県としても活動状況をフォローする必要があると考ええる。

(ウ) 県の交付要綱には、補助対象事業として「独

正な改善を行った。

入札の経緯について再度確認を行い、資料整理を行った。

今後、同様の補助事業を行う場合には、変更承認の際に、入札執行調書、見積書を添付書類として求め、内容を確認するとともに事業者からヒアリングを行い、変更承認申請理由の確認を十分行うよう努める。

市から提出のあった実績報告書に添付されている関係書類により確認を行った。

今後、同様の補助事業を行う場合は、見積書、工事完了届、請求書、納品書の写しを添付書類として提出を求めていくよう努める。

下関市を通じて領収書の提出を求め、確認を行った。

今後は、同様の補助事業を行う場合には、領収書を入手し、確認するよう関係市町の指導を行った。

処理量は地域から排出される廃食油の量で変動するが、原料確保は重要であり、下関市に対して、啓発や稼働時の活動状況を確認するよう指示を行い、稼働状況については稼働を開始した平成15年10月から市が毎月確認し、県は随時報告を受けている。

一般廃棄物の処理は市町村の責務であるが、県はリサ

創的かつ先進的な事業」とある。この燃料化装置の独創・先進性をどのように判断したのかは交付決定に関する審査書からは不明である。

また、この補助金交付の目的は、あくまでも「ごみ減量化やリサイクルの取り組みの促進」であり、独創・先進性にこだわる必要があるのか、そのようなものは通常高価になると考えられるので、経済性からも問題と考える。なにも独創性はなくてもごみ減量化に役立つものであれば一定の条件を付した上で、どんなものにも補助を望む。

#### オ PCB処理対策事業

(ア) 当事業に関する実績報告書が平成16年3月31日付けで作成され、山口県廃棄物・リサイクル対策課では平成16年3月31日の受付印が押されている。かつ、同日付で実績報告書の検査調書の作成と履行確認が実施されているように形式上なっているが、平成16年3月31日に作成された実績報告書を県が入手し、検査調書の作成及び履行確認ができたとは考えられない。

(イ) 当廃棄物の処理は、もともとPCBを製造した者等の責務であり、当然に国及び地方公共団体が実施する施策に協力すべきでありながら、その姿勢が見られないのは問題である。本来ならば平成16年3月末では産業界からの出えん金造成累計額は15億円となるはずであるが、現在残高4億8千万円である。これでは将来の処理事業の見直しも必要になり、また、国及び地方公共団体に対し追加補助の要請も考えられることから、国から産業界への働きかけが必要である。

#### (4) 保健体育課が所管する補助金

##### ア 中学校体育大会等開催関係事業費

全体の予算配分で決められ、補助対象経費のうち少額の助成（平成15年度は県費補助率7.7%）であり、具体的な基準がない。

##### イ 中学校体育大会等派遣関係事業費

平成15年度は県費補助率は12.5%であり、補助金の具体的な算出基準はなく、年々補助率が減少している。補助率の減少は結果的に父兄等の負担増加となっているため、公益性公平性の観点から県費補助率を定める必要があると考える。

なお、平成16年度から開催地の遠近による交通費の変動を反映するように予算措置しているとのことである。（平成16年度補助率：31%）

##### ウ 高等学校体育大会等開催関係事業費

平成15年度は県費補助率は5.6%であり補助金の具体的な算定基準はなく、年々補助率が減少している。

イクルが進んでいない分野などについて、市町と連携し、広域的・モデル的な事業に対して支援を行うものである。

一般的なごみ減量化に役立つ事業については、市町村が行うべきものと考えている。

実績報告書により県が行う検査は、当該事業により県が交付した補助金が適正にポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金に造成されているかどうかを確認するものであり、実績報告書及びその添付資料により行うことができると考えている。

国から産業界への働きかけが必要であるとの意見については、国に伝えたとこである。

#### (主務課 教育庁学校安全・体育課)

県負担のあり方について、今後とも検討する。

保護者の負担増にならないよう、平成16年度から開催地の遠近による変動を反映するよう予算措置をしたところである。

県負担のあり方について、今後とも検討する。

## エ 高等学校体育大会等派遣関係事業費

補助対象経費のうち少額の助成（平成15年度は県費補助率19.3%）であり、年々補助率が減少している。全体の予算で配分が決められ、具体的な算定の基準がない。

## オ トップアスリート育成事業

(ア) 事業の評価基準は、競技力向上と地域振興であるが、地域振興については抽象的であり補助金支出の事後評価が可能な基準とはいえない。他県及び山口県内におけるスポーツでの地域振興の成功例を参考にして、具体的指標に落とし込む必要がある。

(イ) 競技ごとの必要指導者数や必要競技人口等目標達成度が目標水準を具体的に設定しておく必要がある。

(ウ) 県の補助金額と県体協の決算書の数値が不一致である。

(エ) 県体協が実施主体となるからには、県とは独立した組織にし、各競技団体や市町村の意見が反映されるような組織団体にする必要がある。

(オ) 常務理事の人件費は、指導者レベルアップ事業の中で予算設定するのではなく、別途要綱を作成の上、事務局経費として管理する必要がある。

(カ) 携帯電話の支払いについては、実績報告書において充分検討する必要がある。

## カ 国民体育大会等選手派遣事業（秋季国体）

(ア) 要綱等では補助金額の算出は、事業実施に必要な補助金等とされている。また、補助対象経費が明らかにされていない。

(イ) 要綱によれば、実績報告は、当該事業が完了したときから、年度末を超えない範囲で30日以内とされている。しかし、当該事業の実績報告は、補助事業完了から実績報告まで75日経過しており、実績報告の提出時期が守られていない。

(ウ) この事業に限ったことではないが、補助金交付決定における審査状況が書類上明確になっていない。審査内容を個別・具体的に記載すべきである。

## キ スポーツボランティア推進事業

(ア) 補助対象経費が事業実施に必要な旅費、需用費等とあるだけで、明確に定められていない。要綱で定めた補助対象事業に対して予算の範囲内で交付すると定めているだけでは、補助金交

保護者の負担増にならないよう、平成16年度から開催地の遠近による変動を反映するよう予算措置をしたところである。

本事業は、一義的にはトップアスリートの育成強化システムを各地域に定着させることが目的であり、それによって、地域からトップアスリートが育ち活躍することが、同時に地域振興にもつながるものと考えている。

したがって、本事業の評価は、基本的には競技力向上に関する評価基準によって行うことが適当と考えるが、地域振興に関して、他に適切な指標があるかどうか、今後検討する。

必要な指導者数については、具体的な目標数値を定めている。

他の指標については、今後検討する。

県体協の平成16年度決算において修正した。

スポーツ振興施策を円滑に推進するためには、競技団体、地域（市町）との連携が必要である。

この点から、県、競技団体、郡市体協等で構成する県体協が事業実施主体となり、構成員の主体的・積極的な参画を促進することが、県単独で実施するよりも、より大きな成果を生むものと考えている。

平成17年度当初に要綱改正を行い、事務局経費として管理することとした。

実績報告書において、領収関係書類を十分に審査することとした。

要領等を整備し、補助対象経費を明示する。

実績報告の提出期限を遵守するよう補助事業者を指導した。

全庁的な意見であり、全庁的に実績報告確認手続き等を点検し、改善すべき点は改善する。

スポーツボランティア推進事業は平成16年度で終了したため、監査結果については、今後、他の補助事業の参考とする。

<p>付の審査及び実績審査の手続きが形式化してしまう。審査が機能するように、要綱の中に補助対象経費を具体的に定める必要がある。</p>	
<p>(イ) 交付決定の際の審査資料の内容が決裁者等に分かるようなチェックリスト等が作成されていない。</p>	<p>同上。</p>
<p>(ウ) 予算と実績の差異理由が分析できる形で実績報告がされていない。</p>	<p>同上。</p>
<p>(エ) 補助金が効率的に使用されているかどうか判断することができない。</p>	<p>同上。</p>
<p>ク 第66回国民体育大会山口県準備委員会運営費補助金の実績報告に係る審査書は作成されていない。要綱からは、必ず必要な資料ではないが作成すべきである。</p>	<p>全庁的な意見であり、全庁的に実績報告確認手続き等を点検し、改善すべき点は改善する。</p>
<p>ケ 全国高校総体開催準備事業 収支予算書における対象経費が明示される一方、実績報告では各開催地分は高体連負担金、開催地補助金を含んだもので実績報告が行われているため、予算と実績の対比は困難である。</p>	<p>全国高校総体開催準備事業は平成15年度で終了しているため、監査結果については、今後、他の補助事業の参考とする。</p>
<p>コ 国体中国ブロック大会施設整備</p>	
<p>(ア) 実績報告書に要綱に記載されている補助金精算書がない。</p>	<p>平成17年3月、補助事業者に対して、補助金精算書の提出について指導した。</p>
<p>(イ) 実績報告書に基づく審査書が作成されていない。</p>	<p>全庁的な指摘事項であり、全庁的に実績報告確認手続き等を点検し、改善すべき点は改善する。</p>
<p>(ウ) 各団体からの申請書に添付されている見積書は1社のみで、見積金額の妥当性が判断できない。1社見積もりの場合は理由を明示しておく必要がある。</p>	<p>契約方法の理由を明示するよう指導した。</p>
<p>(エ) 馬術用アリーナ1面の整備及び障害物等の取得は馬術連盟に帰属すると考えられ馬術連盟も応分の負担をしてもらってもいいのではないか。</p>	<p>大会開催に係る施設整備については、県が負担すべきと考えているが、その実施の方法については今後検討する。</p>
<p>(オ) カヌー競技の仮設コースは5年に1度の開催ごとに費用が発生することになる。河川法の許可が得られないこと等から困難性はあるもののカヌー競技場の常設化については他県での実施も含めて検討が必要と考える。</p>	<p>カヌー競技場の常設化については、他県での実施も含めて検討する。</p>
<p>サ 山口県体育指導委員協議会</p>	
<p>この事業はスポーツ振興費対策事業費補助金交付要綱の一部の事業として処理されている。要綱の別表での事業名は7その他、補助事業者は競技団体等(大会の実行委員会等を含む。)、補助対象事業の内容は本県スポーツ振興を図る上で特に必要と認める大会の開催及び事業と定めている。</p>	<p>協議会への運営費補助とされていたが、実際は県体育指導委員協議会主催の体育指導委員研修会への補助であり、実態に基づき、平成17年度に補助金交付要綱を制定した。</p>
<p>したがって、この事業は要綱の範囲外であると判断せざるを得ない。ただし、県としての協議会であり、事業として意義のないものとはいえない。</p>	
<p>(5) 新産業振興課が所管する補助金</p>	<p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p>
<p>ア 新事業創出総合支援事業 実績報告書の補助金支出表に添付されている委</p>	<p>書類整理の不手際により一部漏れたものであり、以後</p>

託費と委託等の事業内容証明書が一部洩れている。

#### イ 中小企業地域情報センター育成事業

(ア) セミナー、講習会、交流会の利用者から料金を全く徴収していないが、小規模事業者であろうと今後のビジネスを考えた上でセミナー等に参加し、メリットを受けるのであって、受益者は一定の金額は負担するという原則は守られるべきである。また、有料にしても参加者が集まることがセミナー等の評価の目安にもなると考えられる。

(イ) 有料なら不要という情報は多いが、利用者にとって有用な情報を提供しているかどうかを有料にすることによって判断してみてもどうか。

また、アンケート調査を実施して、会員の評価を聞いてみたらどうか。

#### ウ 臨空型新事業創出拠点支援事業

(ア) 当初、入居企業は3社でスタートし、そのうち1社が平成15年3月に退去したため、平成15年度は2社のみ入居であるが、財団法人やまぐち産業振興財団と山口宇部空港ビル株式会社との契約では空室料を含めた3室分の金額であり、賃貸借契約を2社分としていけば、1,974千円ほど負担が少なく済んだ計算となる。常に経済性を念頭においた契約を考慮すべきである。

(イ) ビジネスインキュベータとは「支援活動は、一般的には支援する主体が投入する資源以上の価値を生むことが必要でそれが達成されたときから成功」と考えるならば、明らかに成功したとは判断できないと考えるべきではないか。長期的な評価ができないまま事業終了が行われており有効性の判定が不可能である。

#### エ 首都圏販路開拓支援事業

(ア) アドバイザーの経歴によってアドバイスの内容が偏ってくることにもなり、利用したい企業の要望をどのように汲み上げ、アドバイザーを選定するかが大切になる。

(イ) 企業が単に首都圏の企業と接触できたことだけでなく、県としては行政にどう反映できるかまで分析する必要がある。

#### オ 中小企業経営革新支援事業

平成15年度実績報告書の事業費総額が交付申請時より32%減少しており、事業計画を廃止したものが2社、追加募集をしたものが3社、未実施のものが1社あった。中小企業の特異性、補助ルールの熟知不十分などにより、予算が充分使われないとの説明であるが、これらは前提条件であり、事業発足後4年を経過していることから、制度の

文書の適正管理について、徹底を図った。

広く中小企業を対象に普及啓発を目的としたセミナー等については無料で開催することとし、特定事業者やより高度で専門的なセミナー等の開催に当たっては、有料化を検討することとした。

なお、セミナー等の開催に当たっては、より効果的に行えるようアンケート調査を実施している。

上記と同様である。

なお、平成17年度から、情報誌の発行に替えてホームページやメールマガジンにより情報を提供している。

当該施設は、空港ビルの一室を借り上げて契約を締結し、それを三分割したうちの一つが結果として空き室になったものであるが、今後同様の事業を実施する場合は、経済性を念頭においた契約に配慮する。

入居企業はいずれも事業拡大を遂げており、本事業により一定の成果があったと考える。

なお、平成17年度から定期的に入居企業へのフォローアップを実施することとした。

中小企業との相談内容については、首都圏販路開拓アドバイザーと財団法人やまぐち産業振興財団との連携強化に努め、企業の要望を的確に反映できる体制とした。

平成17年度からはメガバンク等との連携による販路開拓支援を実施し、首都圏販路開拓アドバイザーや商談会等への共同出展とあわせて、首都圏での販路拡大支援を体系化し、より効果的に行える体制とした。

平成17年度は、交付決定後、事業の進捗状況を把握するため企業との連絡を密にするとともに、適時のフォローアップを実施した。

運用を見直す必要があると考える。

#### カ 戦略的情報化モデル事業

(ア) 補助事業に要した経費のうち委託費について、単独随意契約を行っているものが6社中3社ある。委託費はかなり高額であるため、契約金額の妥当性を確保する観点から、補助事業者である山口県中小企業団体中央会に対して複数事業者から見積もりを取るよう指導しているが、この指導が遵守されなかったことは補助金交付という観点から重要な問題と考える。県の契約方法を参考にして入札または相見積もり方法等を採用すべきである。

(イ) 現在の制度ではやむを得ないが、山口県中小企業団体中央会の業務内容から判断して、財団法人やまぐち産業振興財団で処理する方が事業が効率的に行われると考える。

#### (6) 観光交流課が所管する補助金

##### ① 交通運輸対策室が所管する補助金

##### ア 地方バス路線運行維持対策事業（山口県バス運行対策費補助制度）

九州ではバス会社の産業再生が数社発生しており、山口県も将来を見据えるためには各社の経営の分析をしておく必要がある。

##### イ 地方バス路線運行維持対策事業（山口県生活バス路線対策事業費補助制度）（山口県廃止路線代替運行事業費補助制度）

(ア) 要綱では補助金交付申請書を市町村は会計年度の12月10日までに知事に提出することとされているが、遅れているものが多数見受けられた。

これは、中国運輸局の検査が遅れたことによるものである。

(イ) 車両購入費の実績報告書の提出が遅れているものがあった。

(ウ) 国の制度のなかでの補助制度ではあるが、補助算定基礎としては、直接運行に要した費用を対象とすることが妥当と考えられる。

##### ウ 離島航路対策事業

監査後欠損金額に対する国庫補助金額の割合が小さいということは、中国運輸局管内では山口県の効率が悪いことを示しているのであり、その原因を究明する姿勢が必要と考える。

特に欠損額の大きな航路については、国とともに監査を行うこと等により、その原因究明に努め、県としても補助金削減に向けて指導を行うことが必要である。

補助事業者が委託契約を締結する場合は、原則複数事業者から見積りを徴することとし、単独随意契約を行う場合はその理由を明確にするよう徹底を図った。

補助事業の実施に当たっては、今後とも適切な補助事業者を選定するよう努める。

（主務課 地域振興部交通運輸対策室）

今後とも、中国運輸局と連携を密にしながら、補助事業内容の審査時等を通じて、経営状況の把握に努めていく。

中国運輸局に対し、提出期限に間に合う検査日程とするよう要請するとともに、補助対象市町に対し、期限内の申請を徹底していくこととした。

補助事業の完了期限を、国と同様、1月31日までとする交付要綱の見直しを行うとともに、補助対象市町に対し、実績報告書の期限内提出を徹底していくこととした。

県の補助制度は、国の補助制度に準拠して定められており、一体となった制度であるため、国と同じ算定基礎を用いている。

なお、制度見直しについては、国の補助制度改正の動向を見ながら、今後検討していく。

国との合同監査等様々な機会を通じ、欠損額の削減に一層努力するよう、引き続き指導を行う。

また、平成16年度から、国、県、関係市町で協議会を設置し、経営改善を図るための検討を行っているところである。

## エ 運輸事業振興助成事業

(ア) 実績報告書日付は3月31日となっているが、3月末日に実績報告書ができるかどうか疑問である。

(イ) 事業の中には、本来、協会の会員である各事業者の負担において支出されるものが含まれており、補助金を原資として各事業者に助成することは問題がある。

経営者研修、人材開発育成確保事業など、各事業者において、負担すべきものである。

テレビ、ラジオ広報については、県民に対し交通安全や環境対策の意識高揚に係る普及、啓発を実施しているが、補助金を使用してまで実施する筋合いのものではない。

国及び地方公共団体には財源がないといいながら、民間団体には差し迫って必要とされていない資金を異常に多額に留保させていることは、軽油引取税を負担している納税者との公平性から問題である。

事業を実施することによって、輸送コストの上昇の抑制、サービスを受けるものに対してメリットという公益性があるかどうか不明である。

## オ 交通施設移動円滑化設備整備事業

(ア) 補助金交付要綱を定めていないが、事業は継続的なものであり、金額的にも重要であるから早急に定めるべきである。

(イ) この制度は、財政力のない市町村、利用乗客数の少ない鉄道駅は補助申請ができなくなっている。

今後とも、補助対象者に対し、補助対象事業が適正に実施されるよう、国とともに指導していく。

本事業は、軽油引取税の税率引き上げに伴い、営業用トラック、バスの運賃等に及ぼす影響に適切な配慮を行うことが必要とされ、国において創設されたものであり、交付申請にあたっては、事前に運輸局長が事業計画の承認を行うなど、事業の適性かつ有効な運用が確保されるよう、国において指導監督がなされているところである。

補助対象事業は、交付目的との整合性や妥当性を踏まえ、運輸局長が承認した事業であり、当該事業の実施により、営業用トラック、バスの輸送コストの上昇の抑制が図られているものと考えている。

今後とも、補助対象者に対し、補助対象事業が適正に実施されるよう、国とともに指導していく。

平成16年度から交付要綱を定め、事業を実施している。

旅客施設のバリアフリー化については、いわゆる「交通バリアフリー法」に基づく「基本方針」により、1日の利用者数が5千人以上の施設についてバリアフリー化を行うことを目標としており、これは、5千人以上の施設を、全利用者のおよそ9割が利用することから、まずこれらの施設について優先的・重点的にバリアフリー化を進めることとしたものである。

本事業は、この方針に則り、補助対象を限定して優先的・重点的にバリアフリー化の実現を図ろうとするものであると考えている。

また、地方公共団体の支援については、本来的に事業を行う施設の存する市町村において行うべきであると考えられるが、当該市町村の住民以外の利用も見込まれるため、県も応分の負担をすることとしたものである。

なお、本事業に該当しない駅についても、バリアフリー化を図ることが必要であることから、今後とも、事業者に対して市町村と連携しながら働きかけていく。

(主務課 地域振興部観光交流課)

## ② 観光交流課が所管する補助金

### ア 国際経済交流促進事業

(ア) 補助金交付要綱に、運営費補助金の補助対象経費及び補助率を具体的に定める必要がある。また、補助対象とする費目も要綱において明らかにし公明性を高める必要がある。

今後、要綱等で補助対象事業等の明確化に努める。

(イ) 会費は本来その団体を運営するために基本的に必要な費用として徴収されているはずであるから、まず事業のために充当されるべきであり、その上で補助金は補助対象事業に公益性があるから交付されるのであり、収支差額が発生した場合は、当然補助金は返還すべきである。もともと、補助対象経費が明らかにされていないところに問題がある。

(ウ) 補助金交付要綱上は補助対象事業となっているものを、勝手に対象外と判断することは問題である。

(エ) 計画された事業の一部は未了であったため実績値は計画により変更された。要綱に軽微な変更は除くと記載されていないため知事の承認を受ける必要があったと考える。

(オ) 人件費の増加は、事業が縮減されていることを考慮すると納得いかないところがある。

#### イ 国際経済交流拠点整備事業

(ア) テナント補助については要綱が無く「国際経済交流拠点整備事業減免ルール」に因っているが、このルールに反して全額補助となっている。

(イ) 山東省政府事務所職員の住宅費補助を継続する具体的な基準や費用対効果等の検討が必要と考える。

#### ウ 物産振興対策事業

(ア) 制度が既得権化しているのでないか。

(イ) 剰余金がでており、この分の補助金は不要である。

(ウ) 専務理事の給与について、この事業だけで補助するのは問題がある。事業の必要性は認められるが要綱の見直しが必要。

(エ) 補助率の定めがない。

#### エ 観光団体助成事業

(ア) 観光客誘致の具体的な実績を示さないと、政策評価が不可能である。

(イ) 山口県の観光客数は過去10年間横這いの状況にある。観光事業に補助しているから、横這いなのか、補助しなくても同じなのかを分析する必要がある。

上記アの回答と同じ。

平成17年度から改め、要綱どおり適正に処理している。

今後は、事業の変更にあたっては事前承認を徹底させることとした。

人件費は事業執行のためだけでなく、団体運営に必要という面もあることから、平成17年度以降は補助対象外とした。

平成17年度からは、山口県と友好関係にある「中国山東省事務所」及び「韓国慶尚南道事務所」に限り補助することをルールとした。

経済成長著しい中国山東省の政府職員が、山口県に配置されることにより、本県の国際経済に寄与している。しかしながら、依然として経済格差が大きく、家賃補助なしでの駐在は困難なことから家賃補助が必要と考える。

なお、費用削減及び保有資産の有効活用の観点から、平成17年4月からは、民間社宅から県公舎へ転居していただいている。

補助要綱を改正し、補助対象事業を特定して、事業実績に応じて補助する仕組みを明確化する。

実績報告書により、補助額以上の補助対象事業を行っていることを確認しており、補助金に剰余は生じていない。

補助要綱を改正し、専務理事の給与については、所要額の2分の1の範囲内で補助していることを明文化する。

補助要綱を改正し、補助率を定める。

観光客誘致については、観光連盟だけでなく、県や市町、観光事業者、ひいては国等でも行っており、その中で観光連盟が行った観光客誘致の具体的な実績を示すことは難しい。

同上。

(ウ) 社団法人日本観光協会への事業費補助は、補助金として妥当なものであるかを見直すべきである。

社団法人山口県観光連盟平成15年度収支計算書によれば、事業は県の補助金及び委託金に頼っており、その他の収入も会費収入以外は市町村の特別事業負担金で、結局公費での観光事業活動となっている。果たしてこれによいのか疑問の残るところである。

#### オ 快適観光空間整備事業

多数の誘導サインの必要性及び事業費の2億円の必然性が不明。誘導サインを設置することが快適観光になるとはとても考えられない。

### (7) 雇用・能力開発課が所管する補助金

#### ア 認定職業訓練育成促進費

受入先が限られるせいもあるが、補助対象が13先程度に固定化している。訓練内容が固定化しており（建設関係、整備、美容等）、時代の要請にあっているか検討が必要であると考ええる。

#### イ 職業能力開発協会育成費

協会の貸借対照表によれば、その他固定資産として、減収補填13,900千円、技能競技8,500千円、施設整備17,000千円引当の特定預金支出（内部留保性）が計上されている。県の説明によれば、これらは長年にわたり補助対象外の収益を蓄積したものであり、今後の事業の展開によっては必要なものであるとのことであるが、管理費全般を補助金でまかなっているからには、今後は補助金の範囲を検討する必要があると考ええる。

#### ウ 高年齢者就職支援対策

3月31日付の実績報告書があるが、この事業は年間を通じて活動していることからすれば3月31日までの検査は不可能と考えられる。

#### エ 新規学校卒業者雇用奨励事業

結果報告書のなかに（常用雇用に移行した場合）移行後の労働条件として、就業時間17:00～24:00（18才）の事例がある。その後の調査では退職したとのことである。本人の希望ならばともかく、労働条件からして継続的な雇用は一般的には困難なことは想定される。結果として補助金が無駄になった。

社団法人日本観光協会への拠出金については、平成17年度から補助金を見直し、県が直接支払っている。

なお、観光連盟への補助金や委託金については、誘客拡大事業、県観光PRを行うホームページ拡充事業、山口旅フェア開催等の業務委託事業等で、県の施策の一部を実施しているものである。連盟独自の観光事業活動は、主に1千万円余りの会費収入で行っている。

本事業は、平成16年度をもって終了したところであるが、監査結果については、今後、その他の補助事業の参考としたい。

（主務課 商工労働部労働政策課）

自主的に職業訓練を実施している組合等が多いが、県の補助基準に合っているものは、現在13校となっている。また、訓練は毎年、継続して実施されているが、内容は、随時見直しが行われており、時代の要請に応えた訓練であると判断している。

協会の運営は、補助金ではまかなえず、会費収入や手数料収入により、不足分を充当している状況にある。

「減収補填金」については、今後、国の補助金の見直しが予測されることから、協会が運営を継続し、事業内容をさらに充実して実施できるよう、積立てを行っているところである。

「技能競技積立金」については、技能五輪全国大会の選手の育成等のために充当しているものであり、平成17年度に本県で開催した大会においては、これまで最多の45人が入賞を果たすなど、大きな成果を上げているところである。

「施設整備引当金」については、将来、協会独自の事務所を取得するために積立てを行っているものであり、協会の自立化のために必要なものである。

全庁的な指摘事項であり、全庁的に実績報告確認手続き等を点検し、改善すべき点は改善する。

本制度は、新規学卒未就職者の早期就職を促進するため、国のトライアル雇用終了後、常用雇用に移行した場合に、県が事業主に対し奨励金として交付するものである。

新規学卒者がトライアル雇用を修了し、常用雇用に移行した旨の審査は、ハローワークを所管する国の機関である山口労働局が行っており、制度上、なんら問題ないとの回答を得ている。

また、18才の労働者の就業時間を17時から24時とする労働条件は、労働基準法に抵触しておらず、本人の意思

オ 高年齢者就業機会確保事業

(ア) 当該事業の目標達成度の指標としては会員の就業率が考えられる。したがってその目標水準を示さないと補助金額の妥当性ないし、補助事業の有効性を評価することができない。

(イ) この事業は国の補助対象事業ではあるが、県補助金が就業率を考慮に入れた会員数を維持するのに必要な金額なのかどうかを評価する必要がある。

(8) 経営金融課が所管する補助金

ア 小規模事業経営支援事業

(ア) 記帳専任職員 1 人当たりの指導責任数は153回以上と定められているが、1人当たりの指導延回数（回数×回数）の商工会等の全平均は583回であり、責任数と著しく乖離している。記帳専任職員の1人当たりの指導延回数が全平均から見て極端に少ない団体では、不効率な人員配置がされていると言えるため、「運用」上の責任数の見直しが必要であると考ええる。

(イ) 小規模事業者数と会員数が乖離しており、非会員も含めた小規模事業者数に基づいて経営指導員等の設置定数が算出されるとそれに基づいて交付される補助金は商工会等の適正な活動規模に比して過剰である。

各団体の間において、会員組織率にはバラツキがあるため、非会員も含めた小規模事業者数を中心に補助金を算出すると不公平を生じさせる。

(ウ) 経営指導員及び補助員は、おおむね会員に対して経営指導等のサービスを提供しており、利用者の状況から見れば、実態を反映しているか疑問である。

(エ) 県は、補助対象職員ないし、会員外の利用者の状況の調査を行い、補助金の効率性を検討する必要がある。

(オ) 相談件数 1 件当たりの補助金額のみが補助金額の妥当性の指標ではないが、その指標から大きく乖離した補助金額には合理的な算定理由はないと考える。

(カ) 商工会員 1 人当たりの補助金額をみると、商工会議所が24,316円であるのに対し、商工会は101,583円であり、大きな差がある。商工会会員 1 人当たりの補助金額101,583円は、商工会議所との比較で見ると、極めて高く、将来的

により本労働条件のトライアル雇用を終了し、実際に常用雇用に移行したことから、本制度の効果はあったものとする。

シルバー人材センターの補助制度の見直しを行う中で、補助金額の妥当性等について検討を進めてきたところであるが、市町村合併等に伴う市町村の財政基盤の強化や他の都道府県の予算措置状況等を勘案した結果、県費補助を段階的に削減し、平成23年度に制度を廃止する。

同上。

(主務課 商工労働部経営金融課)

記帳指導の指導責任数は、最小限必要な回数として示しているものであり、この見直しを行うよりも、実施方法や内容について検討し、より充実した記帳指導を実施するよう徹底する。

また、効率的な人員配置を行う上からも、合併による支援体制整備を促進する。

経営指導員等の設置基準は、従来の小規模事業者数に加えて会員数も考慮した基準に変更し、平成18年度から適用することとした。

利用者の実態をより補助金に反映させるため、平成18年度から経営指導員等の補助対象職員の設置基準を会員数も考慮したものとする。

サービスの利用実態を補助金に反映させ、補助金の効率性を高める観点からも平成18年度から経営指導員等の補助対象職員の設置基準を会員数も考慮したものとする。

相談内容は、簡単に解決するものから高度な知識を必要とするものまで幅広いことから、相談件数のみで補助金の妥当性を判断することは必ずしも適当ではないと考える。

広域連携や合併の方向性を示した「商工会・商工会議所広域支援体制整備マスタープラン」に基づき、合併等を促進する。

には広域連携・合併を進めてその削減をしていく必要がある。

(キ) 小規模事業者経営支援事業の有効性を高めるためには、各商工会等の経営指導員等の本来業務である小規模事業者に対する指導が適切になされる必要があるが、経営指導員等の研修参加人数は1人～2人であり、その重要性が認識されていないように思われる。

(ク) 県の14年度の補助事業に対する研修実績報告において、「県連」に対して職員研修不足が指摘されている。指摘内容は、「補助金交付上義務づけられている研修でさえ、実施されていない。」というものであり、県はこれを軽微な事項として改善方法を具体的に指示している。しかし、補助金交付上義務づけられている研修を実施していないというのは、性質上重要な事項と考えられ、「実施方針」に準拠して改善計画書を提出させる必要があると考える。

#### イ 商工会・商工会議所広域支援体制整備促進事業

(ア) 実績報告書に添付されている補助金支出表は、補助対象事業に関するものだけであり、全体の決算書との整合性がとれているかどうか確かめることができない。

(イ) 補助率は、要綱上知事の定める額としているが、実際は県が1/2負担している。補助金の算出根拠を要綱で明らかにしないと、補助金額の妥当性が判断できない。

(ウ) 補助目的として設定した有効性水準の達成に向けてコントロールすべきであるが、「要綱」、「実施方針」にも、目標とすべき有効性水準が具体化されていない。

(エ) ほとんどの商工会において広域連携が実施され、平成16年度には2グループ8団体が合併協議に入り、平成17年度には、うち4商工会合併予定になっている。

一方、商工会議所については、平成14年4月1日に合併した山口、小郡商工会議所以外、合併協議の段階にあるものはない。

市町村合併は一段落していることから、今後の広域支援体制のあり方を検討する必要がある。

#### ウ 中小企業団体育成指導事業

(ア) 要綱では間接補助事業については、企業化等状況報告書を提出することになっており、平成13年度事業及び平成14年度事業について平成15

経営指導員等の資質向上の重要性に鑑み、計画的な研修実施を指導している。なお、研修参加人数が少ないのは、各商工会の経営指導員等が少人数のためである。

現在は、義務研修の受講はもとより、経営指導員等のスキルアップを目的とした専門研修の受講までもを含めた中長期計画を策定し、必要な研修を受講しており、改めて改善計画書の提出は求めない。

補助金実績検収時に商工会・商工会議所において、決算書との整合性を確認している。

補助金の算出根拠については、要綱において「補助対象経費の合計額の範囲内で知事が定める額」と明記している。

また、補助対象経費についても、要綱でその内訳を規定しており、補助金額の妥当性は判断できるものと考えている。

なお、当該事業は国庫補助事業であり、県費補助金の1/2を国が補助することになっており、結果的に県が1/2負担しているものである。

「商工会・商工会議所広域支援体制整備マスタープラン」を推進する中で、目標とすべき有効性水準の具体化のための指標等について検討する。

「商工会・商工会議所広域支援体制整備マスタープラン」を推進する中で、今後の広域支援体制のあり方についても検討する。

企業化等状況報告書については、その事業内容が企業化の可能性のないものであるため、改めての提出を求めない。

年度での提出状況を調査したところ、平成13年度8件、平成14年度5件中平成14年度事業の1件が未提出であった。

(イ) 企業化に努めさせる(第21条)とあるが、空文化している。

(ウ) 補助対象に税理士および中小企業診断士・司法書士の受験対策用の通信教育の補助事業があるが個人の一身専属権あるものまで補助対象とすることはどうか。むしろ外部と提携したらどうか。例えば税理士用の受験講習があるが税理士資格レベルになるのもひとつの考え方であるが、このレベルの知識のうち中小企業には不要なものも沢山ある。従ってこの事業の本来必要な知識に特化する講習を選択すべきである。

#### エ 中小企業連携促進・支援事業

要綱では間接補助事業については、企業化等状況報告書を提出することとなっており、平成13年度事業及び平成14年度事業について平成15年度での提出状況を調査したところ、平成13年度20件、平成14年度14件中平成13年度事業で12件、平成14年度事業で6件が未提出であった。

なお、事業内容は事業化の準備段階であることからすれば提出すること自体実質的意味を持たないと考えられる。未提出者の実情が分析不要なものなら要綱が不備であると考えられる。

#### オ 中小企業団体等強化育成事業

(ア) 2団体について補助事業実施状況報告書の提出が要綱の期日より遅れていた。

(イ) 補助金が既得権となっている疑念があり、現在の補助対象団体について補助が必要かどうか、補助が必要とされる団体が他にないのか等の見直しが必要である。

(ウ) 少額補助の効果があるのか検討が必要である。

(ニ) 最初に企業等が負担する額を決めて不足分を補助すべきである。

#### カ 地場産業総合振興事業

(ア) 平成2年度以降毎年継続して補助対象の事業があり、公平性、既得権益化等の問題が生じていると考える。

(イ) 展示・普及等支援事業の中に、地場特産品の展示事業がある。特売市(即売会)と同時開催する等、集客効果を高める工夫はされている

なお、補助金交付に係る報告書は要綱に基づき、別途提出されている。

平成15年度で当該条文に係る事業が終了したため、平成16年度に要綱改正を行い、当該条文を削除した。

指導員の能力の向上のための専門知識の習得支援が目的であり、資格試験対策用の通信教育についても、補助対象とするが、平成17年度から指導員の業務に照らして必要性の低いものは補助を見合わせることにした。

本事業は、新製品・新技術や新事業分野への進出等に関する調査研究等に対して補助する事業であり、国の補助金交付要綱に準拠して、「企業化等状況報告書」の提出を求めたものである。

なお、未提出の18件については、事業内容がネットワーク構築、ビジョン策定等の企業化の可能性がないものであり、その提出を求めている。

平成18年度において、全ての補助団体に対し、期限内の提出を徹底した。

事業の成果や団体の自立可能性等、平成18年度の予算化にあたり、補助の必要性について、改めて検討を行った結果、補助が必要と考える。

平成18年度の予算化にあたり検討した結果、補助事業としての効果はあると考えているが、より効果的な事業実施に向けて、必要に応じ事業内容の見直しに努める。

補助事業計画の適正な審査に努め、補助金額の適正な算定を行っていく。

対象事業の決定については、毎年度、県内市町村・関係団体に補助事業要望調査を実施し、要望の中から補助要件を満たす事業を、適正に採択しており、特定の事業者の既得権益となっているものではない。

この地場産業総合振興事業は、平成16年度からは国の直接補助事業となったことから、平成15年度で事業を終了しているが、今後同様の事業を行う際には、引き続き公平性、既得権益化等の問題が生じないよう事業を実施することとする。

地場特産品の展示事業は、紹介・普及を図る事業であり、新商品の普及のため、また地場産品を改めて見直し活用するためにも意義ある事業である。また、地場産品

が、地元の人に地元のものを宣伝して効果はあるのか。

- (ウ) 県が補助するには、県としての指標が必要であり、補助金額の算定には、具体的な費用対効果が県民に分かるように明示すべきである

#### キ 新地域産業集積発展促進事業

- (ア) 報告について要綱に文書指定がなかったため電話確認をしているケースがある。文書回答をすべきである。なお、平成16年度からは要綱の改正により改められたとのことである。

- (イ) 交付要綱で実施結果の企業化に努める旨定めているが事業者の報告によると現実には企業化に成功した例は少なく、また、新技術により利益が出た場合は補助金の返還が生じるが事例は皆無である。従って補助金本来の効果が乏しく再検討が必要と考える。

- (ウ) 国の指定様式である（企業化の）報告書には収益を記入する欄はあるが結果の数値のみであり、損益の内訳が分かる資料とはなっていない。

なお、大企業と違い部門別に原価管理までおこなっていない中小企業においてこの事業のみの利益の算定が果たして可能かどうか疑問である。

#### ク 下請企業振興事業

- (ア) 下請取引のあっせん業務やオンラインでの業務処理のためのサーバー1台について、月間200千円の高額物件が含まれており、1年毎の賃貸契約にしているが、長期リース契約により安くなるのではないか。

また、財団の随意契約についての金額基準は1件80万円以下であり、当物件は基本的には入札を行うべきものである。

- (イ) 顧問弁護士に対する平成15年度の年間相談件数は2回である。月額顧問料（月額7万円で年84万円）とせずに、その都度の支払いを検討すべきである。

- (ウ) 平成15年度に県外で1回開催された商談会については、商談が1件しか成立せず、結果的に効果がなく事業費が無駄になっている。また、商談成立割合があまりにも低く、分析が必要。

の消費可能性の高い地元でPRすることはもとより、他県、他地域での展示事業も実施している。

紹介・普及を目的とする展示事業の効果は定量的に把握しづらい面があるが、展示会への入場者数を一つの指標としている。金額については、事業の趣旨・内容に則して決定している。

文書回答するよう、平成15年度に要綱を改正（改正後の様式を使用するのは16年度から）している。

新商品・新技術開発事業は、中小企業者等が行う新規分野での新商品・新技術開発を完了することを補助対象としており、その後その企業化の状況について5年間報告する規定がある。

一般に、補助事業においていわゆる収益納付に関する条件を規定しているのは、補助金を受けて実施した事業等の完了により生じた利益を、すべて補助事業者に帰属させることは公益と私益のバランスを失すとの考え方に基づくものであり、補助することにより収益を生じさせ補助金の一部を返還させることが補助事業の目的であるとの考え方によるものではない。このため、補助金の返還が生じていないことをもって補助金の効果が乏しいとはいえないと考える。なお、当事業は国庫補助事業であり、平成17年度をもって廃止された。

国庫補助事業であることから、様式は国交付要綱に準じて規定しているところである。また、当事業は平成17年度をもって廃止された。

平成17年度から価格競争（見積り合わせによる）を実施し、長期リース契約とした。

今後の弁護士の活用状況を踏まえた上で、その都度の支払いの是非を検討する。

商談会は、下請企業の製品・技術のPRや発注企業のニーズを直接聞く機会として有効であり、また、商談も、その後の具体的なやりとりを経て成立に至るものであるため、事業効果はあると考えているが、さらに事前

商談会を県外で開催する場合、発注先の要望や依頼内容の精度を高め下請企業の受注可能性を確認しておかないと、事業の成果は望めないと考える。

#### ケ 中小企業診断事業

この事業は経営支援事業の補助（県派遣職員の人件費）であるが事業名としてはわかりにくい。

#### コ 中小企業支援センター事業・中小企業診断事業・経営指導育成事業

結果的に民事再生を申立てた企業に専門家派遣を行っていたが、支援先の決定、支援の内容・方法に問題があったのではないかと。登録専門家と企業のニーズとのマッチングを検討していく必要がある。

#### サ 倒産防止特別相談事業

(ア) 要綱第14条では実績報告書の提出期限は「会計年度終了後10日以内」と定められているが検査が年度内には行われなことになる。

(イ) 補助金の額は、国の内示により決定され、7商工会議所は、同額、打切り支給となっている。規模・相談件数に大きな差があるのに一律である。公平性からは検討の余地がある。

(ウ) この制度は平均的な相談時間は想定が可能である。1回いくらという報酬を設定して予算管理を行える事業である。固定費としているものを変動費化することは可能と考える。

(エ) 商工調停士のメンバーは司法書士・税理士・金融機関OBなどである。会社等の整理相談などとなるとこれらに弁護士などの応援が必要となる。

(オ) 商工調停士会議（全国、中国ブロック、県内）がすべて役に立っているのか検討する必要があると考える。

#### シ 中小企業労働力確保対策事業

(ア) 交付要綱（第6条）には「補助金交付申請書はその定める日までに提出する。」と規定されているが具体的な定める日がない。

(イ) 交付要綱（第14条）には、「実績報告書の提出があった場合には必要な検査を行い」と規定されているが、証憑の入手だけでなく、関係帳簿（会計帳簿など）の記載まで確認しないと企業等が負担した確証とはならない場合がある。

(ウ) 成果報告書までを企業外部のコンサルタントが作成しているが、成果報告書だけは企業が自分の認識状況を明らかにできるようにまとめさせるべきであるとする。

(エ) 企業規模にかかわらず全社300万円使用している。その企業にとって本当に何が必要なのか

訪問を実施し、受注企業の売り込みに力を入れるなど、商談会の成果が上がるよう努める。

当該事業名は、（財）やまぐち産業振興財団へ派遣している職員が行う事業内容に着目し、付けたものであり、その内容と事業名は一致していることから、事業名の変更は考えていない。

経営革新等に取り組み、積極的な事業展開を実施している企業であったため派遣決定時に経営破綻は予見できなかった。専門家派遣事業については、中小企業者からの派遣要請書に基づき選定審査委員会において適正に派遣企業と専門家を選定しているところである。

年度内の実績報告、検査ができるよう、平成17年度（平成18年4月1日施行）に補助金交付要綱を改正した。

平成18年度から、相談室の規模や相談受付処理状況等を踏まえ、補助金を配分することとした。

個々の相談案件の内容により、処理終了までに要する時間が異なることから、商工調停士謝金を時間単価とすることは適当であると判断している。

相談案件によっては、商工調停士の他、弁護士や経営コンサルタント等の専門スタッフも関与しているところであるが、商工調停士の位置付けや選任については、今後検討していく。

各会議の必要性はあると考えるが、会議への参加の仕方については、今後検討していく。

平成16年度以降、補助事業を休止としたところであるが、補助事業を再開する際には、交付申請書の提出日について、手続きに従い定めることとする。

交付要綱第14条に従い実績検査を実施してきたが、実績検査に関するマニュアルの整備がなされていなかった。補助事業を再開する際には、当該マニュアルの整備を検討する。

補助事業を再開する際には、補助事業者から提出される実績報告書の記載内容を充実させたい。

補助事業を再開する際には、補助事業の採択にあたり、企業自らがニーズを十分に把握したものであること

に特化しないと補助金の効果が生かされないと考えられる。

(オ) 労働力確保事業の補助といいながら、補助企業のなかに多額の賃金が不払いとなり民事再生を申し立てた企業がある。補助金審査の際に十分な検討がなされたか結果から判断すれば納得できないものがあった。同社の財務分析資料によれば同社は債務超過であり経営破綻は時間の問題であったと判断される。このような場合、他の事業の依頼を誘導するような体制を考える必要があった。

(カ) 補助者から提出されている全ての請求書に請求日が記載されていない。

(キ) この事業は平成15年度で休止となった。利用状況がはかばかしくないとの理由である。しかし、中小企業の労働力確保は深刻な問題である。

コンサルタントの定型的なコンサルティングではなく個々の中小企業の現状を適切に把握し、状況にマッチした補助を考える必要があると考える。若年層、高齢者層の就職支援とタイプアップした補助制度を検討し別のかたちでの補助の継続が望ましい。

そのためには、組合等及び中小企業が本当に何を望んでいるのかの状況を分析する必要がある。

(ク) 改善計画に係る認定申請書には目標の記載が要求されているが、県の様式にはない。目標値を実績報告書添付資料に記入させることによって成果の判断が可能となるはずであるから実施する必要がある。

#### ス 信用保証料率低減事業

保証承諾件数、保証承諾額を記載する意味が不明。むしろ、残件数、残額のほうが重要な指標と考える。

#### セ 貸付管理費

(ア) 要綱で「知事が定める日」までに交付申請を行うこととなっているが定められていない。

(イ) 福利厚生費のうち共済年金拠出金が補助対象とされていないが、補助されている。

(ウ) 財団の設備資金貸付等事業会計の受取利息については、県の無利息資金を扱うことで発生しているものであり、補助金と相殺して精算すべきである。

(エ) 貸付金の管理状況や貸付内容を確認できない。実績報告書の様式を検討した方がよい。貸付内容を確認する項目がない。

(オ) 一般的な貸付事業に対するコスト比率と比較して効率的かどうかを検討する必要がある。

を考慮する。

当該企業は経営革新等に取り組み、積極的な事業展開を実施していた企業であり、事業開始時に経営破綻は予見できなかったことから、他の事業の誘導は行わなかった。

補助事業を再開する際には、請求日の記入等について指導・確認を行う。

中小企業の経営基盤の強化のためには高度人材等の労働力の確保は重要な問題であると認識しており、国制度では中小企業基盤人材確保助成金、中小企業職業相談委託助成金等、県制度では制度融資となるが雇用創出支援資金等の活用が考えられる。

補助事業を再開する際には、実績報告書の様式の充実について検討する。

平成16年度末に、交付申請書の記載事項を保証承諾件数、保証承諾額から期首・期末保証債務件数、残高に改めた。

平成18年度から、文書により通知することとした。

平成17年度から交付要綱別表において、補助対象経費として規定した。

受取利息については、当該事業の貸倒リスクに備えて引き当てる方向で検討する。

毎年の貸付状況や貸付内容についての報告は、設備資金貸付事業の中で行われ、確認しているところである。

業務内容、業務量に照らして必要額を補助しており、効率的な運営が行われていると考えている。

ソ 地域中小企業支援センター事業

4月5日に実績報告書が提出されれば会計年度内の検査ができないことになる。要綱の検討が必要である。

平成16年4月1日に要綱を改正し、当該事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出するよう義務付けた。

(主務課 健康福祉部厚政課)

(9) 厚政課が所管する補助金

① 厚政課が所管する補助金

ア 地区民生委員協議会活動助成事業費補助金

(ア) 補助金交付申請書に添えて県に提出されたであろう書類(事業計画書、収支計算書等)が整理されていなかった。

資料の整理・保管に努める。

(イ) 補助金は概算払いされ、事業実績報告書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めるとき補助金の額を確定し通知するとされているが、実績報告書の提出期限が4月15日とされているため、市町村からの実績報告書の提出が53市町村のうち18市町村が4月以降の提出になっている。本来3月末での事業実績提出が必要と考える。なお、1町は日付が未記入であった。

平成17年度に実績報告書を3月末までに提出するよう各市町に対し指導した。

(ウ) 実績報告書によれば、各单位民協の事業のほとんどが年度前半に実施される一方、各单位民協への補助金の計算式の市町村への通知が10月下旬と遅いことから、補助金交付申請書の提出が11月下旬から12月上旬、補助金の交付決定が2月中旬、補助金の概算払いが3月下旬と遅れている。民生委員に対しては民生委員活動費は支給されるものの基本的に無報酬であり、補助金を有効に執行するためにもできるだけ早く支給する必要があると考える。

補助金に係る事務を早め、効果的な予算執行に努める。

イ 県社会福祉協議会運営費補助金

法人運営事業における収入559,395千円に対して支出571,052千円で、11,657千円の支出超過となっており、平成16年3月末での支払資金残高では16,401千円となっている。

県社会福祉協議会に対し、経費の節減や自主財源の確保を指導するとともに、今後の収支状況の推移を勘案しながら、効果的な運営費の補助に努める。

事業収入の増大・経費の節減等自助努力は必要ではあるが、県社協の収支状況を踏まえた適切な運営費の補助を行うことが必要である。

ウ 社会福祉施設建物整備関係借入金償還元金等補助金

昭和26年に社会福祉事業法が施行され措置制度を中心とした社会福祉政策が行われてきた。しかし、平成12年5月に社会福祉法が制定され、社会福祉基礎構造改革が進められる中で、措置制度から利用制度へと転換が図られてきているなど、時代背景が変わってきている。

社会福祉法人の自立に向けた規制緩和、国庫補助制度の再編、中核市の誕生、公益補助の補助対象の限定化等、社会福祉施設整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成18年度整備計画分(平成17年度補正分を含む)より、制度を廃止することとした。

本補助金は、社会福祉施設の整備を促進し、施設利用者の処遇向上を図ることを目的としているものの、社会福祉法人においては財務状況

が良好な法人もあることから、社会福祉を取り巻く状況の変化も踏まえ、今後、補助のあり方について検討する必要がある。

さらに、この事業は長期にわたるものであり、長期間継続することによる財政の硬直性も検討する必要がある。

#### エ 社会福祉施設建物整備関係借入金利息等補助金

昭和26年に社会福祉事業法が施行され措置制度を中心とした社会福祉政策が行われてきた。しかし、平成12年5月に社会福祉法が制定され、社会福祉基礎構造改革が進められる中で、措置制度から利用制度へと転換が図られてきているなど、時代背景が変わってきている。

本補助金は、社会福祉施設の整備を促進し、施設利用者の処遇向上を図ることを目的としているものの、社会福祉法人においては財務状況が良好な法人もあることから、社会福祉を取り巻く状況の変化も踏まえ、今後、補助のあり方について検討する必要がある。

さらに、この事業は長期にわたるものであり、長期間継続することによる財政の硬直性も検討する必要がある。

#### オ 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

(ア) この事業に対する県の補助金要綱が作成されていない。

県は昭和40年に厚生省（当時）の通知「社会福祉施設職員退職手当共済法第19条の規定に基づく都道府県の補助金の取扱いについて」に添付されている「社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金交付要綱準則」をそのまま適用している。

しかしながら、通知にも記載されているように補助金交付要綱準則を添付したので、参考とされたいとある。また、準則には知事に社会福祉事業振興会（現在は独立行政法人福祉医療機構）が知事に提出する書類は、通とする（第9）。事業実績報告書を当該事業年度終了後 月以内に知事に提出しなければならない（第10）。

このことは都道府県に裁量の余地を与えていると考えられる。従って県では上記準則を参考に独自の補助金要綱を作成することが望ましいと考える。

(イ) 事業実績報告書が4/30に提出されているが、会計年度独立の原則上、3月末までに提出させるよう改善されたい。

#### カ 重度心身障害者医療費助成事業

(ア) 補助金確定額と返還額の割合が異常に多い

社会福祉法人の自立に向けた規制緩和、国庫補助制度の再編、中核市の誕生、公益補助の補助対象の限定化等、社会福祉施設整備を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成18年度整備計画分（平成17年度補正分を含む）より、制度を廃止することとした。

平成16年10月、準則を参考に県の補助金交付要綱を制定した。

事業実績報告書を3月末までに県に提出するよう、「福祉医療機構」に対し指導した。

医療費補助という特殊性はあるものの、過去の実績や

市がある。逆に追加交付する市町村は差額が極めて少額である。見積もりをシビアにするよう指導すべきである。

返還額は雑入として計上されるので予算科目として誤った判断材料ともなっている。

(イ) 医療機関の不正により、平成15年度の返還金が多額に発生した市があるが、補助金交付要綱第12条に定める報告等が行われていない。

(ウ) 補助金交付申請書が知事の定めた日（平成15年度は5月31日）までに提出されていない。

(エ) 実績報告書は事業完了後速やかに提出することと定められているが異常に提出の遅い市町村がある。

(オ) 支出状況調の様式が不統一である。

(カ) 不要なデータの徴求（食費日数、助成額）は削除すべきである。

#### キ 母子家庭医療費助成事業

(ア) 交付決定関係書類の写しが保管されていない。

(イ) 実績報告書の提出は、要綱上は事業を完了後「速やかに」とあるが、提出時期を明記するべきである。

(ウ) 地方自治法施行令第143条第4項「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は5月末に提出を受けている。

(エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続きが事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。

#### ク 乳幼児医療費助成事業

(ア) 交付決定関係書類の写しが保管されていない。

(イ) 実績報告書の提出は、要綱上は事業を完了後「速やかに」とあるが、提出時期を明記するべきである。

(ウ) 地方自治法施行令第143条第4項「・・・補助費の額で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」と規定されている。当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は5月末に提出を受けて

動向を踏まえ、できる限り精度の高い見積もりとして申請等を行うよう、平成16年12月に文書にて周知徹底を図った。

補助金交付要綱第12条に基づき、該当する市に対して、平成16年9月に報告書を提出させた。

期限までに申請書を提出するよう平成17年4月に文書で通知を行い、毎年5月開催の担当者研修会を通じて周知徹底を図った。

平成17年7月に行った補助金の交付決定通知の際、実績報告書の提出期限を明記するなどの改善を図った。

また、平成18年4月に補助金交付要綱を改正し、提出期日を3月31日までとした。

平成17年4月に、所定の様式で提出するよう、文書で通知した。

平成17年4月に、不要なデータを削除した様式で提出するよう、文書で通知した。

交付決定関係の書類の写しを一件書類として保管した。

平成17年7月に行った補助金の交付決定通知の際、実績報告書の提出期日を5月31日までと明記する等の改善を図った。

法の規定と事業の実態に乖離があるため、全庁的な問題として学事文書課、会計課等と協議しながら、検討していく。

事業内容及び実施主体である市町の所管課も異なっており、手続の統合化は困難である。

交付決定関係の書類の写しを一件書類として保管した。

平成17年7月に行った補助金の交付決定通知の際、実績報告書の提出期日を5月31日までと明記する等の改善を図った。

法の規定と事業の実態に乖離があるため、全庁的な問題として学事文書課、会計課等と協議しながら、検討していく。

いる。

(エ) 重度医療、乳幼児医療及び母子家庭医療について、申請から交付決定までの手続きが事業毎に別々に実施されているが、事務手続きの効率性を高めるため、手続きの統合化を図るべきである。

#### ケ 福祉医療費助成事業

(ア) 当該行為の履行があった日とは実績報告書の提出を受けた日であるが、現状は、医療費という特殊性もあり、国や他県における補助金の交付事務と同様に翌年度に実績報告書の提出を受けて処理を行っており、法律上の規定と交付事務の整合性について検討が必要である。

(イ) 要綱では、補助金の交付申請は5月末までとなっているが、実際は翌年1月ごろとなっている。

### ② 医務保険課が所管する補助金

#### ア 国民健康保険事業補助金（国保運営健全化対策費）

山口県国民健康保険団体連合会と共同して実施する事業への補助であるが、補助経費の範囲が要綱上は明らかにされていない。現実には研修会及び国保情報誌に補助が限定されている。その根拠づけとして現実に照らして要綱に記載することが望ましいものと考ええる。

#### イ 国民健康保険事業補助金（国保診療報酬審査支払助成費）

(ア) 補助金の交付申請において規則で知事が定める期日とされているものについては、要綱にその旨を記載することが望ましいものと考ええる。

(イ) 国保連合会の平成15年度診療報酬審査支払事務特別会計（見込み）において、剰余金が発生していることから見直しが必要と考えられる。

収入の繰越金を除いた平成15年度の収支は、69,405千円の収支差額が発生しており、県補助金が補助目的のとおり使われているか疑問が出てくる。手数料の中から剰余金等が発生したとも考えられるが、補助金が剰余金となり、他会計繰出金を経由して庁舎等整備資金積立金となったとも考えられる。少なくとも補助金として有効に使われているかが問題であり、必要な補助金であれば目的を明確にして補助すべきものと考ええる。

#### ウ 国保被保険者負担軽減対策費助成金

交付要綱第4条には、申請書等を「知事が定める期日までに提出しなければならない。」と定められているが、具体的な期日の定めがない。

事業内容及び実施主体である市町の所管課も異なっており、手続きの統合化は困難である。

法の規定と事業の実態に乖離があるため、全庁的な問題として学事文書課、会計課等と協議しながら、検討していく。

平成17年4月に文書で通知を行い、要綱に基づいた交付申請が行われている。

（主務課 健康福祉部医務保険課）

平成17年度より要綱を改正し、補助経費の範囲を明確に規定した。

平成17年度より要綱を改正し、補助金の交付申請期日を7月15日と具体的に規定した。

当該補助金は、診療報酬審査支払事務に要する費用、診療報酬審査委員会及び柔道整復療養費審査委員会の運営に要する費用に限定して補助対象としており、保険者及び被保険者の負担軽減と適正な審査体制の確保という目的に対して、有効に使われているものと考えていることから、平成17年度より要綱を改正し、補助金の交付目的及び補助対象を明確に規定した。

国庫負担金制度改正に伴う平成18年度の要綱改正に併せて、補助金の交付申請期日を具体的に規定する。

(10) 農村整備課が所管する補助金

ア 換地センター運営費

事業費は補助金額が計上されている。事業計画書では事業費が440万円、実績報告書でも440万円である。しかし、区分内訳は増減がある。これについて質問したところ、総事業費は440万円を超過しているとのことである。従って総事業費の審査をしないと補助金に対する審査がなされたことにならない。県は総事業費の内容まで見ていないとのことであるから審査が不十分であることになる。

イ 土地改良管理指導センター費

事業費は補助金額が計上されている。事業計画書では事業費が700万円、実績報告書でも700万円である。しかし、区分内訳は増減がある。これについて質問したところ、総事業費は700万円を超過しているとのことである。従って総事業費の審査をしないと補助金に対する審査がなされたことにならない。県は総事業費の内容まで見ていないとのことであるから審査が不十分であることになる。

ウ 農村総合整備推進費

事業費は補助金額が計上されている。事業計画書では事業費が213万8千円、実績報告書でも213万8千円である。しかし、区分内訳は増減がある。これについて質問したところ、総事業費は213万8千円を超過しているとのことである。従って総事業費の審査をしないと補助金に対する審査がなされたことにならない。県は総事業費の内容まで見ていないとのことであるから審査が不十分であることになる。

エ 土地改良施設維持管理適正化事業

(ア) 事業実績報告書が提出され、補助金の額を確定し通知した書類の日が報告書提出日と同日になっているのは実態と合っておらず、実際の処理日での記載が必要と考える。

(イ) 土地改良施設維持管理適正化事業の仕組みから、事業実施計画が立案されてから5年以内で事業が実施されることとなる。緊急に整備を必要とするため、当初の事業実施計画の変更はあるものの大部分は当初の事業実施計画のとおり実際の事業も実施されている。事業実績は金額も当初実施計画のとおりであり、通常実施計画と事業実施に期間が経過している場合事業費は影響を受けるものであるが計画と同額であることについて納得の出来にくいところである。市町村又は土地改良区が40%相当額は負担するのだから最小のコストで事業実施されているはずではあるが、補助金が効率的に使われているか否かを県としても検証する必要があると考え

(主務課 農林水産部農村整備課)

平成18年3月の実績報告書に総事業費を記載させ、その内容を審査した。

平成18年3月の実績報告書に総事業費を記載させ、その内容を審査した。

平成18年3月の実績報告書に総事業費を記載させ、その内容を審査した。

平成16年度実施分から、補助金の額の確定を通知した日を、実際の処理日とした。

事業実施計画にあたって事業費の見積もりを厳正に行うとともに、補助金の効率的な執行の徹底を図るため、発注時に事業費の見積もりを厳正に行うよう指導した。

る。

(ウ) 土地改良施設維持管理適正化事業のように県内には非常に多数の維持すべき施設が存在する。また、この事業以外にも別の所管部署で管轄している同様な施設がある。今後設備の老朽化は急速に進むものと考えられ、もしもシーリングをかけて補助金を減額していけば関係者の負担は急速に増加することになる。ことは補助金の問題だけではない。

これについてはこのような設備が不要になるような土地の利用方法にまで考えを致さなければ問題の解決にはならない。

#### オ 土地改良負担金総合償還対策事業費

交付要綱に従った書類は整備されているが、提出された書類を検証する書類が整備されていない。現在の処理は県土連からの資料に依拠して行われており、補助金実績報告書が提出された際、検査復命書は作成されているが、表面的な検査に留まり、計算の基礎資料を整備すべきと考える。

#### カ 担い手育成支援事業

この事業に限らず土地改良事業全般について言えることであるが、利用集積した農地の利用状況はどうであったか、農家の収支改善・後継者育成につながったかが一番重要な結論であると考え

#### キ 土地改良区総合強化対策事業補助金

農業を取り巻く厳しい環境、とりわけ後継者や担い手の不足から耕作放棄地が増えるなど、農家の営農意欲の減退が見られ、このことが土地改良区の存続に対して消極的な意向につながっており、組合員の合併に向けた合意形成の阻害要因になっている。

#### ク 中山間ふるさと保全対策事業

(ア) この事業をどのように取り組むつもりなのか長期的な取組が見えてこない。

(イ) 経費配分額が実績なのかが不明である。

(ウ) 補助金申請等のために費用がいくらかかるかを考慮すれば、費用対効果はマイナスになると考えられる。

(エ) 補助金額は造成基金の運用益をあてているがペイオフを考慮してわずかの運用益(0.002%)しかあげることのできない資金運用をあてにして補助するということは低金利の現在では補助効果はないと判断しているに等しい。

なお、山口県中山間ふるさと保全対策基金として10.22億円がありこの運用益で当該事業費をまかなうこととなっているが、基金をプールしておく根拠は乏しい。

施設の老朽化に対応するため、維持管理と適切な補修を行い、施設の長寿命化に努めるよう指導している。

限られた予算内での事業であるため、対象施設の実態を把握し、最大の効果が見込まれる施設を選定して事業を行っており、今後も予算確保に努め適正化事業を継続して実施する。

今後、休耕などにより土地の利用方法が変更した場合に対応するため、地域全体で設備の有効利用等を検討するよう指導を行う。

補助金実績報告書に計算の基礎資料として融資機関の返済計画表を添付させ、提出された書類を検証した。

事業の認定要件とされる農地集積率等の達成状況を確認し、営農指導担当部署と連携をとり、引き続き、担い手の育成指導を行うこととしている。

後継者及び担い手の不足による耕作放棄等に対応するためにも、施設の維持管理主体である土地改良区の運営基盤の強化が重要である。

このため、土地改良区合併の必要性について市町村等と連携して、「土地改良区との意見交換会」や個別指導等を実施し、合併に向けた意識の啓発を図っている。

平成17年度から基金の一部取り崩しが可能となったことから、中長期的な実施計画を策定し、これに基づいた事業展開を行っている。

経費配分額については、申請時には実施見込み、実績報告時には実績を記載するよう指導している。

事業実施主体の申請に基づき補助した。

平成16年度までは果実による活動に限定されていたが、平成17年度より基金元本の一部取崩しが可能となったことから、事業目的に資する各種事業を積極的に実施している。

特に、棚田の保全・管理を目的とした「やまぐち棚田保全モデル実証事業」を平成17年度から新たに創設するとともに、農林水産部関係各課との連携による都市農村交流や新たな地域住民活動等の推進を図っている。

また、平成17年度より基金を取り崩して当該事業費に充てる計画があるとのことであるが当該事業の根本的な計画、予算を検討し事業実施の必要性を検討する必要がある。基金造成が平成5年度からおこなわれているということはこの間この事業をどうするのかというビジョンがなかったということにもなる。少なくとも過去5年間の実績を見る限りこの補助金は廃止すべきである。

なお、この補助金は国の制度であるが100%国の補助でない限り県としても山口県ではどのようにこの事業に取り組む方針かを検討したうえで国に意見を述べても良いのではないか。

(11) 生産流通課が所管する補助金

① 農業振興課が所管する補助金

ア 地域水田農業活性化緊急対策事業

(ア) 補助対象事業とする時に条件を付しているのであれば、当該条件を明示した契約書等を作成すべきである。

(イ) 補助対象物品の購入に当たって、適正な価格での購入がされたかの判断資料がない。適正購入に係る処理基準を明確にすべきである。

(ウ) 市町村の補助金による制限があるとしても、年度末近くになって補助申請が出てくることは異常である。

(エ) 効果測定のための判断基準を申請時にも明確にしておくべきである。

(オ) 市町村への補助金の配分は、市町村からの申請により全体調整して配分しているが、県の目的である売れる米づくりを推進するためには最適地集中生産が必要であり、全体を調整することには限界がある。

イ 水田農業振興指導推進費

(ア) 交付金の額の確定が、提出された書類についての書類審査のみで実質的な審査は行われていない。

(イ) この事業は補助金の範囲内での事業と考えられ、効果があるかどうか不明であり、補助金が既得権化しているものと考えられる。

ウ 野菜認定産地整備近代化事業

労力の負担軽減という観点からは評価できるが農家の経営安定というからには、補助金を含めたトータルコストで投資に見合う収支があるのかを検討することが大切である

(主務課 農林水産部農業振興課)

平成17年度から、補助要件については、交付決定通知の中で条件として明示するようにした。

補助対象物品の購入に当たっては、県の物品規則及び会計規則に準じて購入するよう指導・徹底を図った。

年間を通じての計画的な事業執行を図るよう指導した。

平成16年度から実施している「地域水田農業再構築推進事業」では、事業効果測定のための判断基準が申請時に明確になるよう、実施計画書の記載内容を改正している。

各地域において策定された「地域水田農業ビジョン」に基づき、売れる米づくりを推進し、最適地集中生産等を実現するため、市町村からの申請を基本に産地の実情を勘案しながら補助金を配分することとした。

平成16年度事業分からは、実績報告書の提出に合わせて現地審査を行っている。

平成16年度からは、新たな米政策改革に対応し、より一層効果的な補助事業が実施できるよう、助成対象を農業会議、農協中央会、全農山口県本部及び県で構成する山口県水田農業改革推進本部とする見直しを行っている。

本事業については、平成16年度で終了し、野菜認定産地は産地育成の観点から近代化計画を樹立してきたところであり、平成17年度から新たに実施している「やまぐちの多彩な園芸産地育成事業」においては、低コスト化など農家の所得向上につながる項目について目標を設定

## エ 地産・地消対応型園芸産地育成事業

(ア) 補助金を受けるために作成しなければならない「マーケティング戦略」中に、農家の利益がいくら増えるのかという視点がこの戦略に入っていないのは重大な欠陥であると判断する。

もうかるかどうかを判断できる算定式または、収支計画を誘導することが農業政策の最重要課題と考えるがどうか。

高品質化（品質の差別化）について目標値を求めて実現を目指すものでなければこの事業は場当たりのものとなり事業の永続は難しいと考える。

(イ) 廃止された事業の成果として、生産量の増加率が示されているが、基本的な目標である「農家の収益」がどうなったかの分析は示されていない。これでは今回の要綱改定への橋渡しができない。

## オ 花壇苗等花き産地拡大推進事業

補助金以外の事業費があるのであれば全体の事業実績を表す資料を徴求しないと補助比率の算定ができない。それぞれの事業費すべてが万円単位であるということは通常ではありえない。予算消化かもしれない。

## カ 果実需給安定対策事業

実績報告書の審査資料もなく、実際に審査もされていない。基金協会の通常総会における決算承認をもって審査に置きかえているが、要綱上は問題である。

## キ 彩りの伝統野菜等振興対策事業

(ア) 市から提出された実績報告書に記入間違いがあるため、差し替えが必要である。

(イ) 補助事業による栽培農家の経営に与える収入増は、わずかな金額であることは間違いなく、これでは農業生産者の高齢化を含め、栽培農家として今後継続して耕作し続けることが可能か否かは疑問である。

(ウ) 当事業は、1事業主体あたりの県からの補助金平均額は約150千円弱であり、このような金額僅少な補助金行政の有効性の再検討が今後望まれる。

## ② 流通企画室が所管する補助金

### ア 米穀流通調整事業

(ア) 審査資料はない。支出内容のチェックはしていない。

し、進行状況を確認している。

平成17年度から実施している「やまぐちの多彩な園芸産地育成事業」において、各産地（農協）が作成する「産地育成計画」の中に「対象産地における10a当たりの収支計画」の項目を設け、各産地が目標を設定し、毎年進行管理することとした。

同様に、高品質化についても、「産地育成計画」における産地戦略の中で「高付加価値化」を選択できることとし、産地が策定する目標値を県が認定し、毎年進行管理することとした。

平成17年度から実施している「やまぐちの多彩な園芸産地育成事業」において策定する「産地育成計画」の中で粗収益向上につながる「高付加価値化」、コストダウンにつながる「低コスト化」、経営の安定に資する「契約取引推進」の3タイプの戦略を策定できることとしており、各産地が策定する目標値について毎年進行管理を実施し、翌年の指導につなげることとした。

平成16年度事業分からは、全体の事業実績を表す資料を実績報告書と併せて提出することとしており、現地審査も実施している。

平成16年度事業分から、実績報告書の提出に併せて現地審査を実施している。

監査終了後速やかに、市の実績報告書を差し替えた。

伝統野菜等は、地域特産品や多彩な食材に対する需要の拡大に併せ、生産を拡大していくことが重要であるが、その中でも特に農家経営の安定に資する品目について、平成17年度から、生産・販売両面からの支援を重点化し、産地の拡大、需要の拡大を図っている。

平成17年度から実施している「やまぐちの多彩な園芸産地育成事業」では、重点化した品目については、ハード整備も含めた産地整備が可能であり、効果的な事業実施を図っている。

（主務課 農林水産部流通企画室）

本事業については、平成15年度で終了したが、継続事業の「やまぐちの農産物等需要拡大対策事業」等においては、実績報告時に支出内容の分かる資料を提出させることとし、事業内容の審査を行っている。

(イ) 1件当たりの補助金は極めて少額であり、事務処理経費の方が多くなると考えられる。機械的に処理していたことになる。

(ウ) 実施要領上の支出費目が当初予定の事業目的の内容とは乖離している。

(エ) 市町村が事業主体の他の同種補助事業との整理統合を図るべきではなかったかと考える。

#### イ 学校給食主穀利用促進事業

(ア) 直接補助事業者に対する検査と間接補助事業者に対する審査の関係で要綱と実施要領との間に整合性がとれていない。

(イ) 要綱上、補助金の交付目的が抽象的に記載されているだけで達成すべき目標水準が明らかにされていない。このため、事前評価のみならず、予定評価と実績との比較による事後評価もできない。

3年後の目標達成水準が不明確である。

#### ウ 見つめて！やまぐち農産物愛用促進事業

(ア) 事業終了年度の3月31日に備品購入に係る支払がある。事業終了直前の備品購入はこの事業の遂行に役立っているとは考えられない。また、事業終了後これら備品はどうするのか。

(イ) 「地産・地消」について広告宣伝を行った結果、認知度は高まっている。しかし、その結果がどうなるかという数値の目標が必要で、県産品の何が好まれ、何が嫌われたかが明らかにならないと行政に活かす有効なデータが得られない。

(ウ) 計画上の事業費内容と実績の事業費内容の差異が著しい。予算と実績の差異が著しい場合は、推進委員会において増減理由を明らかにして予算補正の承認をとり、県は審査において増減理由の妥当性をチェックする必要がある。

(エ) 業務区分は違うが、同一の業者に対しての支出が多い。業務区分ごとの発注内容を年度当初に確認し、事業全体として入札を行うことにより、より経済性が働くものとする。

(オ) 事業終了前にホームページの著作権の購入があるが、権利の帰属と取得の意味が不明である。

食糧法に基づく米穀の流通制度を円滑かつ適正に行うため、前年度の実績等をベースとして市町村に効率的に補助金を交付していた。当該補助金は、法改正により平成15年度をもって廃止している。

継続事業の「やまぐちの農産物等需要拡大対策事業」等における支出費目については、事業を推進する上で必要な最小限度の費目としている。

事業の創設に当たっては、費用対効果の視点によるコスト意識に基づき、必要性、緊急性を充分検討の上、実施している。

平成17年度から、交付要綱と実施要領の整合性を図った。

全市町村が本事業に取り組むことが目的であったため、特に目標数値の設定を行っていなかったが、事業の見直しにより、平成17年度から目標達成水準も含めた具体的な目標数値を設定した。

備品については、地産・地消を継続的に推進するための本事業の後継事業である「やまぐちの農産物等需要拡大対策事業」において引き続き有効利用している。

消費者から好まれた県産農産物の把握については、卸売業者等から販売数量や販売単価などの詳細な情報を得て、このデータを生産者、農業団体等へフィードバックすることにより、農産物の需要拡大や生産振興につなげている。

平成17年度から、事業実施における事業費内容の見直しは、その用途、目的、予算額等の増減理由を事務局である県と全農山口県本部がチェックし、直近の推進委員会において承認を得ることとした。

契約においては、時期、内容、金額等を精査し、県の物品規則及び会計規則に準じて購入するよう徹底を図った。

事業終了前の著作権の購入については、本事業の後継事業である「やまぐちの農産物等需要拡大対策事業」において引き続き使用するもので、その権利は、「見つめて！やまぐち農産物愛用推進委員会」に帰属する。

(主務課 総合政策局政策企画課)

政策評価の仕組みを見直し、平成18年度から、施策ごとに各施策を構成する事業の優先度を評価するとともに

### 3 総合意見

(1) 「今なすべきこと」に集中した施策の推進補助事業の選択と集中が積極的に推進されている

とは言えない。

(2) 「成果重視」の施策の推進

政策評価システムには具体的な評価基準が示されていないため、客観性がなく、その信頼性は弱い。

(3) 「やまぐち方式」の施策の推進

補助事業においても「やまぐち方式」という視点に立った本県独自の取組をお願いします。

(4) 単発補助については事後評価がない。

に、その結果を翌年度の施策重点化方針に反映するよう努めることとした。

政策評価システムの事業評価について、平成18年度から、評価の視点を「事業の妥当性」「事業の必要性」「事業の有効性」「事業の効率性」の4つとし、それぞれに評価基準を設けた。

「やまぐち未来デザイン21第五次実行計画」の施策推進の視点に「山口県らしさを創造」を掲げており、今後とも本県独自の取組に努めることとしている。

政策評価の仕組みを見直し、平成18年度から、事業廃止の翌年度も事業評価を実施することとした。

また、単発の補助事業のうち、交付された補助金が投資的な経費に充てられる事業については、事業終了後一定期間を経過した時点で事後評価を実施することとした。

## 平成11年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 山口県土地開発公社</b>                      (2) 造成事業について                      「下松物流団地」は、未分譲地が現存しているの                      で、早期に処理すべきである。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)                      平成17年8月に「下松物流団地」の分譲を完了した。</p>
<p><b>2 財団法人山口県国際総合センター</b>                      (2) 旧ビルについて                      エ 過去減価償却を行っていたが、現在はすべての                      固定資産について減価償却を行っていない。</p>	<p>(主務課 地域振興部国際課)                      平成18年度から減価償却を行うこととした。</p>

## 平成12年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>3 財団法人山口県施設管理財団</b>                      (2) セミナーパーク管理事務所                      (財団法人山口県ひとづくり財団へ業務移管)                      エ 公益事業に係る人件費をすべて受託事業会計が                      負担しているが、実態を表しているとはいえない。                      オ 経済性の面からは、平成11年度は委託料の軽減                      に努力していることがうかがえる。しかし、過度                      に抑制すると後年度に負担がかかるおそれがある。                      中長期的な見通しの上で予算を立てることも                      大切である。</p>	<p>(主務課 総合政策局政策企画課)                      平成16年度から、事業費と関係する人件費を一般会計                      に計上することとした。                      平成18年度からの指定管理者制度の導入に併せて、セ                      ミナーパークの管理運営については、複数年契約を締結                      し、経費の削減も図りながら中期的な見通しの上で予算                      を立てることとした。</p>

# 平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 公営企業（企業局）の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 電気事業について</b></p> <p>(2) 経済性原理の観点からの検討</p> <p>ア 企業効率の観点から見てもバランスシートをスリム化し、経費節減、効率経営を図ることが大切であり、長期的な資金計画を策定して、資金の効率的運用が望まれる。当面は金融機関のペイオフに備えて適正な資金運用を検討する必要がある。</p> <p>イ 総括原価については、少しでも引き下げて消費者電気料金を低廉化する努力が必要である。</p> <p>(4) 発電所別の損益について</p> <p>イ 各発電所とも遠隔操作方式に切り替えるなど、人件費を削減してきているが、外部委託、工業用水道事業部署との兼務などさらに大幅な改善が必要である。</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>企業局内に設置した公金管理協議会において、ペイオフ全面解禁における資金の運用管理について検討し、平成17年4月から預金が全額保護される決済用預金で資金管理することとした。</p> <p>また、資金運用については、借入金との相殺可能な範囲内で、定期性預金により運用することとした。</p> <p>より効率的な体制づくりと更なるコスト縮減を図るため、平成18年4月から東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託の試行を行っている。</p> <p>より効率的な体制づくりと更なるコスト縮減を図るため、平成18年4月から東部発電事務所において、施設の巡視点検業務について外部委託の試行を行っている。</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 山口県道路公社</b></p> <p>(7) 公社の決算書の基本的なあり方 経営成績及び財政状態並びに資金収支の状況を明らかにするためには、現行制度では無理がある。 制度変更については、当公社のみでは困難であり、公社の全国組織等での検討が望まれる。</p>	<p>(主務課 土木建築部道路整備課)</p> <p>国土交通省は平成18年1月31日付けで「地方道路公社に関する会計検査院の指摘について」と題した文書を発した。 その中で会計基準、決算表示について「統一的な会計基準が作成されていないことについてご指摘のとおりであり、今後、道路関係四公団民営化の際の会計基準等の検討内容について積極的な情報提供を行うなどして、地方道路公社の全国組織等において統一的な会計基準が作成されるよう指導していく。」とされている。 県としても、統一的な会計基準が示され公社の経営状況が県民にとって分かりやすいものになることは重要であると考えており、地方道路公社の全国組織である全国地方道路公社連絡協議会及び国土交通省に協力して早急に基準が作成されるよう公社を指導する。</p>
<p><b>2 財団法人やまぐち森と緑の公社</b> (現「財団法人やまぐち農林振興公社」)</p> <p>(3) 特別会計(二十一世紀の森会計) ア 開設以来18年が経過しており、木造を主体とする施設の老朽化が進み、維持補修、更新等について検討する時期になっている。また、利用者の減少傾向が続いており、抜本的な施設の改善、充実が望まれる。</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>二十一世紀の森施設については、管理経費の縮減や利用者に対するサービスの向上を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、有限責任中間法人やまぐち里山文化研究所に管理させることとした。</p>
<p><b>3 財団法人やまぐち森林担い手財団</b></p> <p>(1) 財団助成事業 基本財産の運用益の減少に伴い、事業を縮小していかざるを得ない事態を迎えているため、今後の方策が検討課題である。</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>平成14年度以降の実施事業数の削減及び基本財産の運用方法の見直しを行うとともに、なお不足する事業費に充てるため基本財産の取り崩しを行い、平成17年度までの財源に充当した。 なお、平成18年度以降についても同様の見直しを行うとともに基本財産の取り崩しを行い、平成23年度までの財源に充てることとしている。</p>
<p><b>4 財団法人山口県健康福祉財団</b></p> <p>(4) 研修事業特別会計 イ 研修の成果は、福祉の現場において活用されてこそ、その効果が実現されるので、研修成果の評価時期、方法等を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p> <p>研修成果の評価時期、方法等を検討し、成果測定のため、平成14年度以降、随時、以下の調査・研修を実施した。 ① 追跡調査(上司からの聞き取り) ② 事後レポートの提出</p>

<p><b>6 山口県流通センター株式会社</b></p>	<p>③ フォローアップ研修の実施          ④ フォローアップ・アンケート調査          ⑤ 基礎知識テストの実施（研修前知識の測定）</p>
<p>(6) 固定資産の管理について</p>	<p>(主務課 商工労働部商政課)</p>
<p>ア 備品</p>	
<p>(ア) 固定資産の管理規程を作成し、現物との照合時期・方法等を定めておく必要がある。</p>	<p>山口県流通センター株式会社固定資産管理規程を平成17年4月1日に制定し、現物との照合時期・方法等を規定した。</p>
<p>(イ) 現物との照合を効果的に行うため、現物に台帳の固定資産Noを貼付する必要がある。</p>	<p>平成17年度に固定資産台帳の資産Noを現物に貼付した。</p>

# 平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 財団法人やまぐち産業振興財団</b></p> <p>(4) 債務保証事業</p> <p>ウ 債務保証事業は、全国的にごく一部の地域を除いて事業が行われていないこと、固定費をまかなえる事業収入がないことから、他の事業への吸収、廃止も検討してもいいのではないかと考える。</p> <p>(2) 意見</p> <p>ウ 現行の設備貸与機関標準会計基準に基づく資産の計上区分を次のとおり改めることについて財団法人全国中小企業設備貸与機関協会へ提言されて検討されてはいかがであろうか。</p> <p>(ア) 流動資産に計上することとされている未収割賦設備、未収損害賠償金、未収規程損害金を固定資産に計上すること。</p> <p><b>2 財団法人山口県下水道公社</b></p> <p>(2) 事業費について</p> <p>イ 将来施設用地は10年程度先の整備予定であることから、その間の維持管理費用（植樹帯維持管理費用、場内草刈り等費用）負担を減らす有効利用法を考える必要がある。</p> <p>(6) 周南浄化センターの委託費について</p> <p>ア 運転業務について、随意契約では価格は高くなり、競争入札を実施すれば価格は低くなるものと想定される。公社としては、運転管理業務の中長期的な安定性確保の必要性も考慮する必要があるが、3～5年の長期契約の実施等制度上の問題も含め検討の必要がある。</p>	<p>(主務課 商工労働部経営金融課)</p> <p>債務保証事業は、中小企業新事業活動促進法に基づき実施している事業であり、現在債務保証を継続中の案件もあることから、当面継続する。</p> <p>平成17年10月に、上部団体である財団法人全国中小企業設備貸与機関協会において検討された結果、現行どおりの資産計上区分とされた。</p> <p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p> <p>平成17年度に全体計画を見直し、将来施設用地部分についても処理施設の配置計画を行い、今後5年以内に増設工事に着手すべく事業認可に位置づけたところであり、管理面積については減少していくこととなっている。</p> <p>また、現在、大部分については周南流域下水道事業推進協議会が維持管理を行っており、費用負担を減らしている。</p> <p>浄化センターの維持管理については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、公募により民間事業者を選定の上、指定期間を平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間としたところであり、維持管理費用の縮減が図られている。</p>

# 平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(そ の 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理  
 精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 中央病院事業会計について</b>                      (現「総合医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>オ 督促訪問等については、実施した結果の件数の把握が行われているのみで、未納となっている者に対する今後の対応について、具体的な資料が作成されていない。これでは、管理資料として不十分である。また、既存データベース(「患者情報」)については、機密保持に最善の注意を払い、有効活用する必要がある。</p> <p>ケ 薬品使用数と診療報酬単価算定上の数量とを時々照合し、使用効率を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>平成17年度より、未納者について、患者情報システムによりデータベース化してパスワードの設定や外部ネットワークへの接続禁止など機密保持に注意しながら管理しており、高額未納者については、事実経過の情報に合わせ今後の対応方針も入力するよう改め、適切に債権管理が行えるものとした。</p> <p>平成18年度より、患者別の払出データ管理が可能な医薬品SPDシステムを導入し、医事会計システムと定期的に突合チェックを行うことにより、使用効率を高めることとした。</p>
<p><b>2 精神病院事業会計について</b>                      (現「こころの医療センター事業会計」)</p> <p>(2) 監査結果個別事項</p> <p>ウ 患者負担分未収金の滞留未収が増加していることがうかがえ、これをいかに回収すべきかが重要課題である。</p> <p>エ 未収金整理表の記載不備(記録欄未記入)や、添付資料の整備不備(督促状添付無し)があり、最終的に不納欠損処理に至る原因の一つと考えられる。</p> <p>カ 過誤納金(医療費の本人負担分)の還付が平成14年度中に2件発生しており、これは入力時確認の不足による病院側のコンピュータ端末入力誤りによるものである。</p> <p>ヘ 独身寮は空家になっており、時々研修生が使用する程度である。病院建替え後も残る予定とのことであるが、独身寮の利用方法を検討すべきである。                      医師公舎1戸も空屋となっている。同様に利用を考える必要がある。</p> <p>レ 公衆電話は設置者による現金の管理が必要である。年度末残高を実査し、医業外収益(又は通信費が医業費用に含まれている場合は医業費用)のマイナスで計上する必要がある。</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>従前より実施してきた文書(督促状)や電話による督促に加え、平成17年度より、誓約書の徴取や納入相談(家庭事情に応じた制度紹介等)を開始し、納入督促体制を強化することにより収納率向上に努めた。</p> <p>平成17年度より、未収金整理票には、督促等ごとに督促の状況を記載するとともに、督促状発布一覧を作成し、適切な債権管理を行うこととした。</p> <p>平成16年度より診療報酬の窓口請求額の入力を専門業者に委託するとともに、業者による入力内容の再確認を徹底させ、誤りの防止に努めた。</p> <p>独身寮は、看護学生の控室やミーティングルームとして引き続き利用していくこととした。                      医師公舎については、平成17年度に改修し、デイケア施設として活用している。</p> <p>平成17年度に県による設置を廃止し、患者家族会に対し公衆電話の設置箇所の行政財産使用を許可し、設置及び管理は患者家族会が行うこととした。</p>

(そ の 2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
山口県立大学の経営に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 重要な指摘事項について</b></p> <p>(3) 効率性について 大学と本庁それぞれで予算執行がされているものについての結果がまとめられていないため、予算執行の効率性が判定できない。予算の効率性を高める方法を検討する必要があり、そのためには、すべての財務についての指標を把握し、公表し、識者からの意見を求めることから始める必要がある。</p> <p>(5) 諸会費について 諸会費のうち、学部教育研究充実費等の実験実習費が各学部権限の中で収納・支出処理されているが、その取扱いについては、大学の予算として処理するなどの検討が必要である。</p> <p><b>2 項目別監査結果</b></p> <p>(3) 収支項目についての監査結果</p> <p>ア 入学料、授業料及び諸会費について</p> <p>(イ) 授業料</p> <p>    c 諸会費のうち学部教育研究充実費（生活科学部の場合は学部実験実習費）については実験実習費である。大学の収入とせずに各学部の権限で収納、支出処理していることには疑問が残る。今後検討すべき課題である。</p> <p>(5) 資産の管理についての監査結果</p> <p>ア 公有財産について</p> <p>(ア) 運転士</p> <p>    b 大型乗用車は、その使用頻度を勘案し、特に必要ということであればやむを得ないが、燃料費以外の維持費も多いと考えられ、その必要性を検討する必要がある。</p> <p>イ 工事請負費及び需用費で処理されているもののうち、修繕費と判断されるものが物品台帳に記載されていない。資産的に価値があるものに置き換わったもの、または、耐用年数が伸びるものであれば財産台帳に管理すべきである。 今後行政コストを検討するとなると必要な項目となる。</p> <p>ウ 備品の現物チェックについて 備品の現物との突合において、自宅等への持ち出しがなされているものがあつた。山口県物品規則によれば学外持ち出しは、原則認められていない。大学として、全品について早急に調査する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部学事文書課)</p> <p>平成18年4月に地方独立行政法人に移行しており、地方独立行政法人法で規定されている貸借対照表等の財務諸表の作成・公表、第三者機関による業績評価を実施していく。</p> <p>平成18年4月の地方独立行政法人への移行にあわせ、学部教育研究充実費等の必要な諸会費は法人の収入として会計処理を行うこととした。</p> <p>平成18年4月の地方独立行政法人への移行にあわせ、学部教育研究充実費等の必要な諸会費は法人の収入として会計処理を行うこととした。</p> <p>平成18年3月に大型乗用車を物品管理課に返納し、普通乗用車を導入することにより、職員の出張等を含め、幅広く有効活用している。</p> <p>地方独立行政法人に承継する財産については、時価評価の実施と耐用年数の設定を行い、これらを固定資産台帳に記載し、法人の諸規程に基づき適正に管理している。</p> <p>平成17年12月までに物品出納保管簿と現品の突合調査を終え、物品出納保管簿の整理を行った。</p>

エ 職員公舎のうち吉敷公舎は警察と半分ずつ使用しているが、老朽化が著しく、入居率も半分程度である。

吉敷公舎は、公舎数の不足している警察本部へ所管替えを行うことにより、有効活用を図ることとした。

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容
<p><b>1 財団法人山口県教育財団</b> (現「財団法人山口県ひとづくり財団」)</p> <p>(1) 重要な指摘事項</p> <p>イ 有効性・効率性について ふれあいパーク、スポーツ交流村の中長期収支見通しが立てられていないため、事業の実施結果が計画に対して、どのような進捗状況であるかについて、判定ができない。事業の有効性、効率性を判定するため収支見通しは必ず必要である。</p> <p>ウ 経済性について (ア) オフピーク時(閑散期)の施設の管理を考慮すべきである。特に冬期においてほとんど利用がなされていない施設(油谷青年の家など)の管理方法を検討する必要がある。利用者が増えないと判断するのであれば、閑散期には管理要員を残して職員は別の業務を行うか、外部委託の検討を行う必要がある。予約センターを設置して全施設を集中管理すれば、毎日開所する必要はないと考える。</p> <p>(2) 会計区分ごと、事業所ごと施設ごとの個別監査結果</p> <p>ウ 施設毎の監査結果 (ア) 全施設とも利用者を予測した中・長期の見通しが作成されていない。</p> <p><b>スポーツ交流村</b> 「リーディング・プロジェクト山口県スポーツ交流村推進計画書(平成2年3月)」を閲覧したところ、年間利用形態の想定は記載されていたが、具体的な収支計画はない。計画がプロジェクトとして金額的な評価もないまま実施されたとすれば、開業後の費用対効果の測定指標を何に求めるべきか判断がつかない。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成18年度から、指定管理者制度を導入し、指定管理者の立てる長期収支計画(平成18年度からの5年間、スポーツ交流村のみ平成18年度からの4年間)により、公共・公益性の観点と経営的視点の双方から有効性、効率性を判定し、適切な施設運営、事業展開の確保に努めることとした。</p> <p>平成18年度から、民間の活力と創意工夫を生かし、利用率の向上、管理コストの削減を図るため、直営にする1施設を除き、指定管理者制度を導入することとした。 なお、直営施設(十種ヶ峰青少年野外活動センター)についても、利用率向上の観点も踏まえ、体験活動による不登校児童生徒支援事業等を実施するなど、施設の特徴を生かした効率的な運営に努めることとした。</p> <p>平成18年度から、指定管理者制度を導入し、指定管理者が立てる中長期収支計画により、効率的な運営を行うこととした。 また、直営施設(十種ヶ峰青少年野外活動センター)についても、利用率向上の観点も踏まえ、体験活動による不登校児童生徒支援事業等を実施するなど、施設の特徴を生かした効率的な運営を行うこととし、これに基づく中・長期の利用者見通しを作成することとした。</p> <p>平成18年度から、指定管理者制度を導入し、指定管理者が立てた指定期間中の収支計画により、公共・公益性の観点と経営的視点の双方から有効性、効率性を判定し、適切な施設運営、事業展開の確保に努めることとした。</p>

平成十八年七月十四日発行

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）